利島村一般廃棄物処理基本計画（案）

令和３年３月

利　島　村

目　　次

第１章 基本計画策定（改定）の趣旨 1
第１節 計画策定（改定）の趣旨 1
第２節 関連計画 2
第３節 計画対象区域 3
第４節 計画目標年次 3
第２章 利島村の概要 4
第１節 利島村の現況 4
第２節 利島村の特性 6
第３節 将来計画 12
第４節 類似自治体との比較 15
第３章 ごみ処理基本計画 20
第１節 ごみ処理の現状と課題 20
第２節 ごみ処理の基本方針 35
第３節 将来ごみ量 38
第４節 国、都の目標 43
第５節 達成目標 44
第６節 ごみ処理基本計画 47
第７節 施設規模の算定 57
第４章 生活排水処理基本計画 63
第１節 生活排水処理の現況と課題 63
第２節 生活排水処理の基本方針 70
第３節 生活排水処理形態別人口の・予測 70
第４節 生活排水処理基本計画 73
第５節 浄化槽汚泥等の処理計画 75

第１章　基本計画策定（改定）の趣旨

第１節　計画策定（改定）の趣旨

１．計画の目的

廃棄物処理法第 6 条 1 項の規定では、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めなければならないとしています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」といいます。）と、当該一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」といいます。）により構成されています。さらに、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されます。

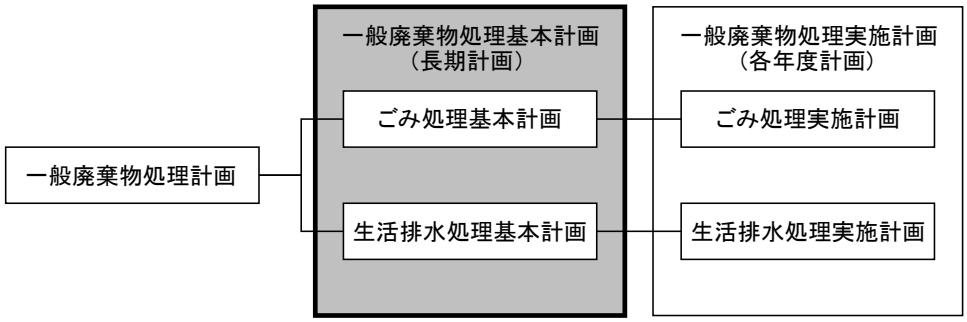

図１－１－１　一般廃棄物処理計画の法的位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に該当し、一般廃棄物の発生・排出抑制から再資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る一般廃棄物の適正な処理・処分に関するすべてを包括するもので、利島村（以下「本村」といいます。）の将来にわたる一般廃棄物の処理を計画的かつ適正に行うための根幹となる計画です。

なお、本計画では「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」について定めるものとします。

２．計画策定（改定）の趣旨

本村では、平成 28 年 3 月に策定（改定）した「利島村一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）に基づき、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正な処理・処分を進めてきました。

本計画は、現行計画策定後 5 年を経過する中、本村の状況や関連計画、法制度、社会情勢などの変化に応じた一般廃棄物の処理・処分を進めるため、現行計画の改定により定めるものとします。

第２節　関連計画

本計画は、本村のまちづくりの基本的な考え方を示す「利島村第 4 次総合計画」に即して定めるものとします。また、関連法令や関連計画を踏まえた計画とします。

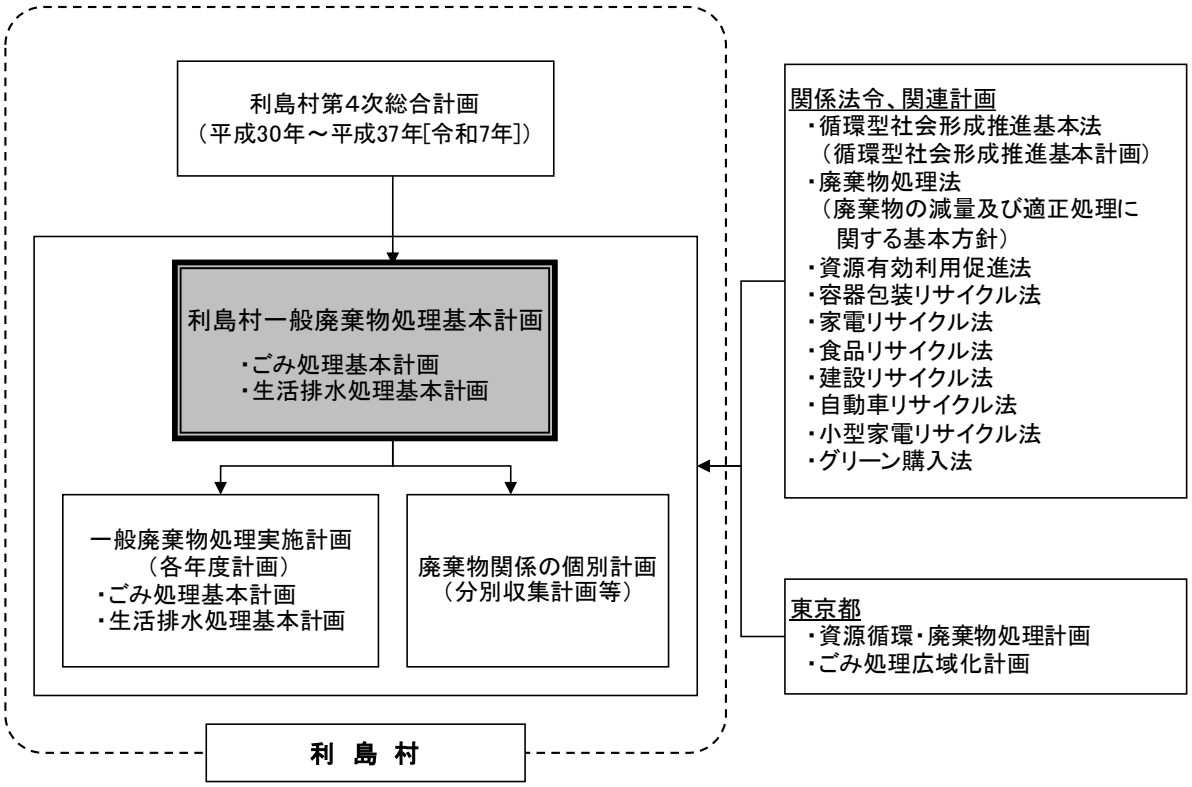

図１－２－１　本計画と関連計画の位置付け

第３節　計画対象区域

本計画の対象区域は、本村の行政区域全域とします。

第４節　計画目標年次

一般廃棄物処理基本計画は、10～15 年の長期的視野の展望に立った計画であり、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。※1

そこで、本計画の計画目標年次は、現行計画の計画目標年次※2を踏まえ、令和 3 年度を初年度として 15 年先の令和 17 年度とします。ただし、廃棄物を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね 5 年ごとに改定を行うものとします。

計画期間:令和 3 年度～令和 17 年度

※1 ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月　環境省）
※2 現行計画の目標年次　計画期間：平成 28 年度～令和 12 年度

第２章　利島村の概要

第１節　利島村の現況

１．位置

本村は、東京から南南西約 140km、北緯 34°32’00”、東経 139°17’00”に位置し、東西 2.3km、南北 2.4km の島であり、周囲約 8km、面積 4.12km^{2}となっています。

交通網は、高速船や大型船といった船舶が交通の要となっています。また、利島-大島間のヘリコミューターもあります。

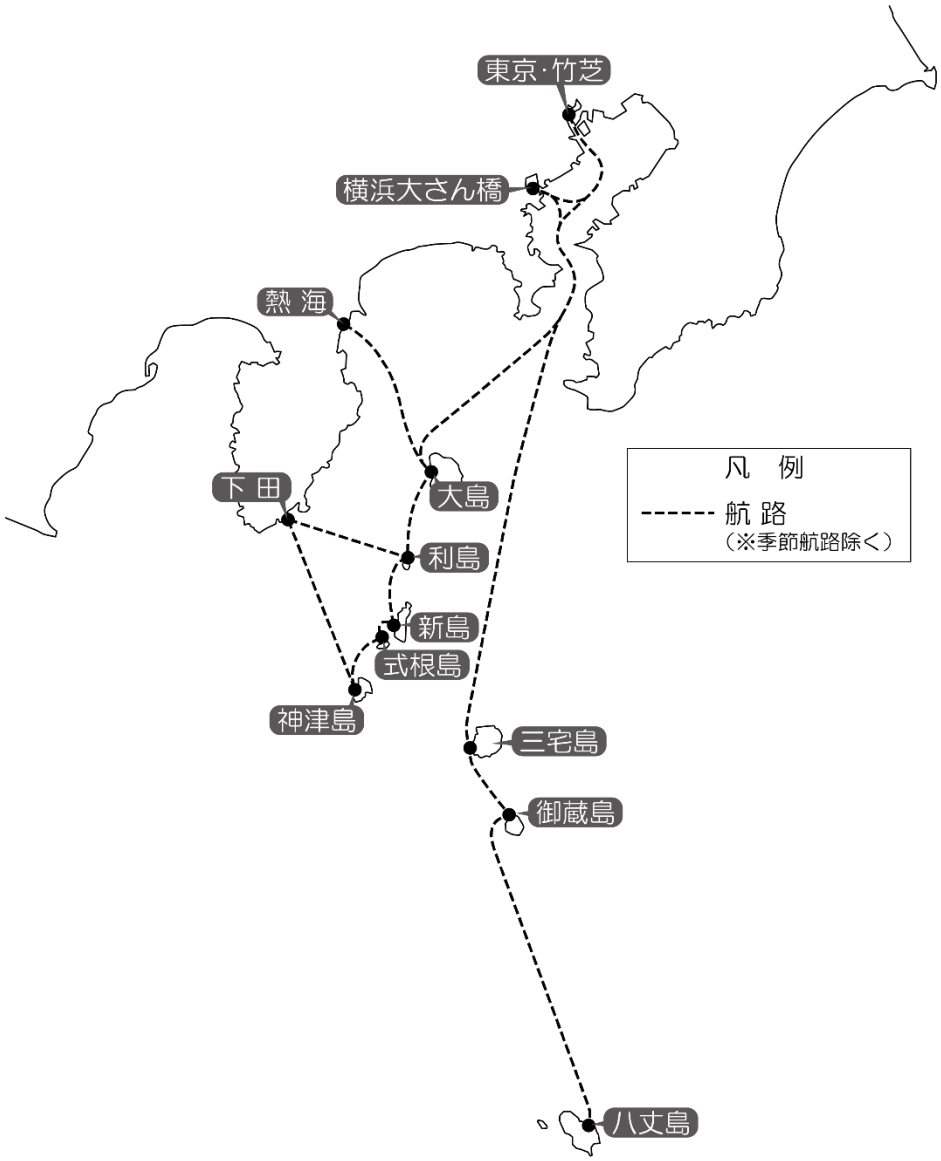

出典:「東海汽船株式会社 HP」より編集

図２－１－１　利島村の位置

２．地形・地質

本村は、富士火山帯に属する火山島であり、標高 508m の宮塚山を頂とする美しい円錐状の島で、平地が少なく、海岸は断崖が続いています。山頂付近は、スダジイやタブなどの原生林が繁っており、集落は比較的傾斜が緩やかな斜面に集中しています。また、椿の栽培が盛んであり、ほぼ全島が椿林に覆われています。

地質は、玄武岩と安山岩からなる成層火山岩質で、表土は腐食に富んだ暗褐色及び黒色の土壌から形成され、伊豆諸島中で最も地味が肥沃といわれています。

３．気象

本村の令和元年における平均気温は 17.2℃、年間降水量は約 2,733.5mm となっています。

表２－１－１　月別気温と降水量

（令和元年：大島観測所、利島アメダス(降水量のみ)）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温(℃)	16.0	21.0	22.2	23.4	28.3	27.9	30.4	32.4	31.4	29.4	23.4	21.0	32.4
最低気温(℃)	0.6	1.6	1.8	4.9	10.2	15.2	18.2	22.5	19.1	13.6	3.2	3.6	0.6
平均気温(℃)	8.5	9.4	11.7	14.0	19.1	21.3	23.8	27.3	24.8	20.3	15.0	11.7	17.2
降 水 量(mm)	33.5	161.0	131.0	262.5	208.0	338.0	505.5	92.0	201.0	509.5	181.5	110.0	2,733.5

出典：「気象庁　気象統計情報」より

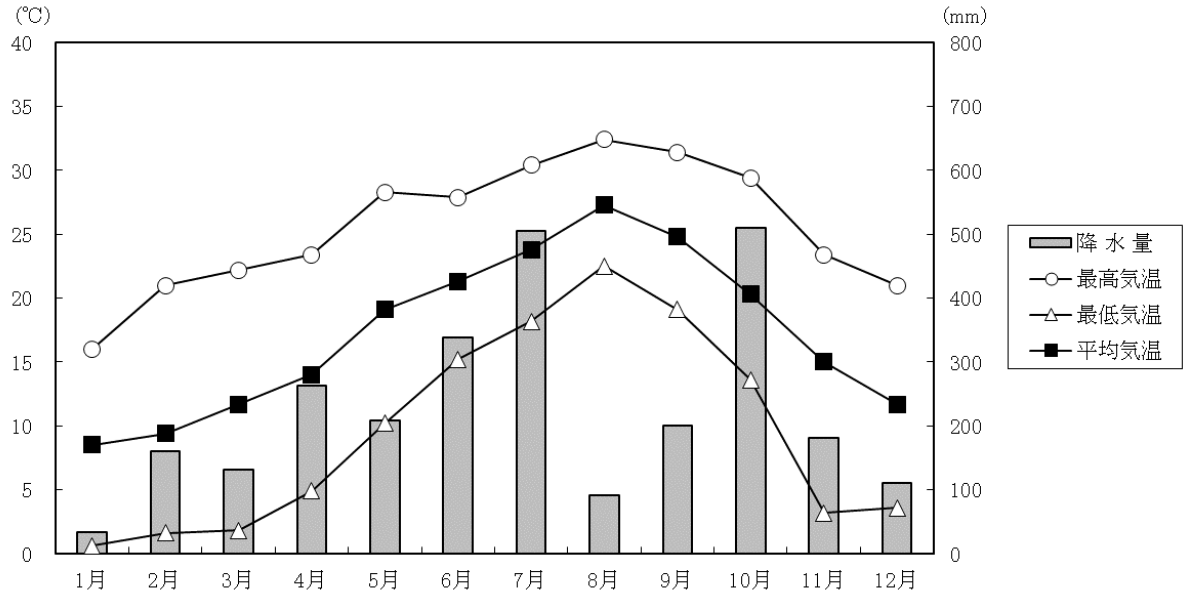

図２－１－２　月別気温と降水量

第２節　利島村の特性

１．人口・世帯数

本村の人口は、平成 22 年度から平成 25 年度まで減少傾向にありましたが、平成 26 年度以降増加しています。令和元年度現在では、人口は 322 人、世帯数は 176 世帯となっています。1 世帯あたりの平均人数は約 1.8 人となっています。

表２－２－１　人口・世帯数の推移

区　分	人口(人)		世帯数(世帯)		1世帯あたり平均人数(人/世帯)
	人口	対前年度増加数	世帯数	対前年度増加数	
平成22年度	320	－	171	－	1.87
平成23年度	319	-1	174	3	1.83
平成24年度	316	-3	173	-1	1.83
平成25年度	306	-10	169	-4	1.81
平成26年度	307	1	166	-3	1.85
平成27年度	314	7	170	4	1.85
平成28年度	315	1	173	3	1.82
平成29年度	321	6	174	1	1.84
平成30年度	323	2	174	0	1.86
令和元年度(H31)	322	-1	176	2	1.83

出典:「住民基本台帳＋外国人登録人口(東京都HP)」より
※　各年度1月1日現在とする。

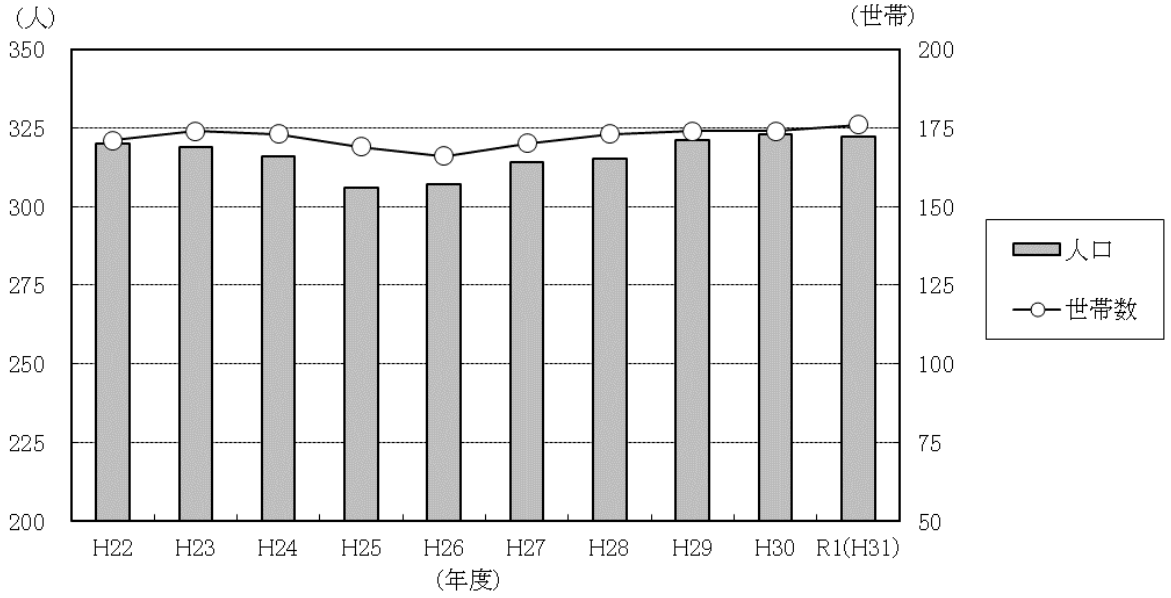

図２－２－１　人口・世帯数の推移

２．産業動向の把握

(1)　産業別就業者数

本村の産業別就業者数は、平成 27 年度の調査結果を見ると第 3 次産業の就業者数が最も多く、6 割を超えており、第 1 次産業及び第 2 次産業が約 2 割になっています。

過去の推移を見ると、全体の傾向としては第 3 次産業が増加傾向を示し、第 1 次産業と第 2 次産業は増減を繰り返す傾向になっています。

表２－２－２　産業別就業者人口の推移

項目／年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
昭和60年	33	49	111	0	193
平成2年	55	53	113	0	221
平成7年	41	63	118	0	222
平成12年	32	41	133	1	207
平成17年	47	41	132	0	220
平成22年	43	64	137	2	246
平成27年	42	43	154	0	239

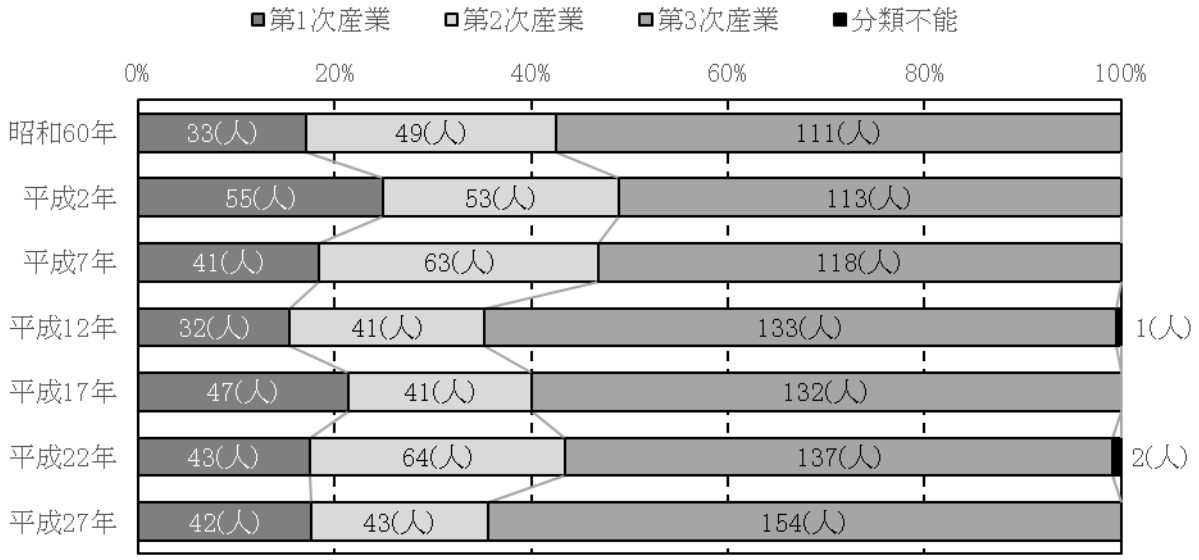

図２－２－２　産業別就業者人口の推移

(2) 農業

本村における平成 27 年度の農家数は専業農家が 19 戸、第 1 種兼業農家が 3 戸、第 2 種兼業農家が 16 戸となっており、商品作物として主に花き類、野菜類を生産しています。過去の推移を見ると、農家数が減少傾向となっています。

表２－２－３　農家人口及び農家数

項目 年度	農業人口 （人）	農家数 （戸）	形態別（戸）		
			専業・主業 農　　家	第1種兼業 準主業農家	第2種兼業 副業的農家
昭和60年	180	50	－	－	50
平成2年	113	51	13	－	38
平成7年	102	48	17	7	24
平成12年	108	48	1	15	32
平成17年	109	41	4	8	29
平成22年	116	39	4	14	21
平成27年	95	38	19	3	16

出典:「農林業センサス」より

表２－２－４　主要農産品出荷販売額

項目 年度	総出荷額 （千円）	椿油	さくゆり	あしたば	しどけ
平成27年度	78,268	94,788	－	245	6,211
平成28年度	86,036	107,911	－	157	9,202
平成29年度	18,510	96,090	－	133	10,245
平成30年度	10,327	71,928	－	49	8,295
平成31年度	53,449	48,160	－	127	7,464

出典:農協ヒアリングより

(3) 漁業

本村における平成 30 年度の漁家数は、兼業（漁業主）が 5 戸、兼業（漁業従）が 12 戸となっており、主要海産品として伊勢エビ、トサカノリ、サザエ、タカベ等を水揚げしています。過去の推移を見ると、漁業数が減少傾向となっています。

平成 28 年の漁業協働組合の組合員数は、正組合員 28 名、準組合委員 36 名の計 64

名となっています。

表２－２－５　漁業人口及び漁家数

項目 年度	従事者数 （人）	総数 （戸）	専　　業	兼業 （漁業主）	兼業 （漁業従）
昭和58年	42	42	－	5	37
昭和63年	40	33	－	9	24
平成5年	21	21	2	7	12
平成10年	24	21	1	7	13
平成15年	25	23	－	7	16
平成20年	16	18	－	6	12
平成25年	2	20	－	6	14
平成30年	17	18	1	5	12

出典：「漁業センサス」より

表２－２－６　類別海産品水揚高

項目 年度	生産額 （千円）	漁獲量(t)				
		魚類	エビ・イカ等	貝類	藻類	計
平成27年度	82,430	0.9	1.4	11.4	18.8	32.5
平成28年度	80,648	3.1	1.1	10.8	28.9	43.9
平成29年度	73,375	3.6	10.0	11.8	5.5	30.9
平成30年度	69,715	1.5	11.7	10.1	11.9	35.2
平成31年度	49,047	4.7	6.7	6.0	8.8	26.2

出典：漁業ヒアリングより

(4)　工業

本村における平成 24 年度の従業者数は、サービス業が 73 人と最も多く、次いで建設業が 32 人となっています。

表２－２－７　事業所数及び従業者数

年度 項目	昭和61年		平成3		平成8		平成13		平成18		平成24	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総　　数	38	144	45	190	51	218	47	193	47	228	42	161
農林水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	7	40	8	40	10	62	7	41	6	40	6	32
製造業	1	1	2	12	2	7	2	6	2	15	3	26
電気・ガス・水道業	－	－	－	－	2	7	2	1	2	8	1	5
運輸・通信業	－	－	2	16	2	14	1	6	1	10	2	14
卸小売業・飲食業	10	15	11	21	11	16	11	29	18	40	8	10
金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	16	64	19	81	21	92	21	91	15	96	21	73

出典「平成18年まで事業所・企業統計、平成24年より経済センサス」より

３．土地利用

本村の地目別土地面積は、表２－２－８、図２－２－３に示すように推移しています。

表２－２－８　地目別土地面積の推移

単位:ha

項目 年度	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他	総面積
平成19年	5.75	－	26.11	147.97	7.21	－	0.60	49.98	237.62
平成20年	5.75	－	26.03	147.83	7.21	－	0.60	47.39	234.81
平成21年	5.67	－	25.94	146.64	7.21	－	0.60	47.74	233.81
平成22年	5.72	－	26.95	153.04	7.21	－	0.88	39.83	233.64
平成23年	5.83	－	25.77	150.19	7.21	－	1.49	42.64	233.13
平成24年	5.83	－	25.77	150.19	7.21	－	1.49	42.64	233.13
平成25年	5.97	－	25.94	152.44	7.59	－	1.49	39.64	233.06
平成26年	5.98	－	22.61	138.48	5.75	－	1.48	60.73	235.04
平成27年	5.98	－	22.52	138.48	5.75	－	1.48	60.82	235.04
平成28年	5.98	－	22.33	136.20	5.75	－	1.63	63.23	235.12
平成29年	6.45	－	30.73	179.97	8.69	－	1.72	4.75	232.30
平成30年	6.45	－	30.73	179.97	8.69	－	1.72	4.75	232.30

出典:「東京都統計年鑑」より　　※各年1月1日現在

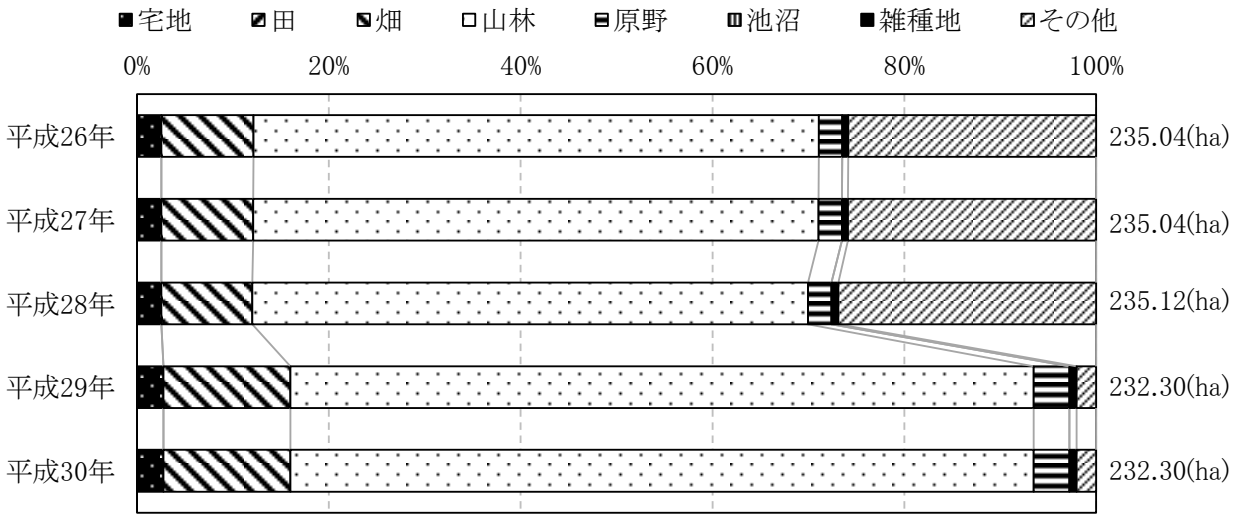

図２－２－３　地目別土地面積の推移

４．財政

本村における過去５年間の一般会計歳出額及び清掃事業費は、表２－２－９のとおりです。

表２－２－９　一般会計と清掃事業費

区　分	一般会計 （千円）	衛生費 （千円）	一般会計に占める割合 （%）
平成26年	1,115,087	150,070	13.5%
平成27年	1,141,156	130,604	11.4%
平成28年	1,248,726	208,299	16.7%
平成29年	1,925,301	245,148	12.7%
平成30年	1,673,071	447,232	26.7%

出典:「総務省　地方財政状況調査関係資料」より

第３節　将来計画

利島村第 4 次総合計画の一般廃棄物処理及び環境衛生等の生活環境に関わる施策等について以下に概括します。

１．計画期間

【基本構想】

平成 30 年度～令和 7 年度

【基本計画】

平成 30 年度～令和 3 年度

２．地域像

生き生きとした活力ある島　自立する村　利島

３．想定人口

現在の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の調査をもとに推測すると、2035 年には人口 300 人を割り、2060 年には 200 人程度まで人口が減少し、老年人口が 37％程度になり、高齢化率の上昇が想定される。

４．廃棄物に関する取組

(1)　ごみの減量化・資源化の推進

○循環型社会の構築を目指して、村民・事業者・村が一体となって、ごみ減量、適正排出に取り組む。

○廃棄しようとする製品は交換や修理して再利用する、使い捨て製品の購入を止めて再生品を利用するなど、3R（リデュース・リユース・リサイクル）について、村民意識の向上を図る。

○たばこ、空き缶等のポイ捨て等をなくしていくことで、村内の美化を図り、美化の気持ちを持つことで 3R を推進する気持ちを持つことが必要である。村民一体となって、ごみ集積所の美化、沿道緑化、清掃の励行を進める。

(2)　廃棄物処理

○各施設の維持管理を適正に行い、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法の規定に従い、排ガス等の定期的な測定、監視体制の充実を図る。

○焼根山安定型最終処分場の埋立に際し、周辺環境に十分配慮し、汚水の外部流出や埋立物の飛散等が生じないよう適正な維持管理に努める。

○ごみの種類や量及び処理方法に応じた施設整備等の経費が必要となるため、処理費用の将来的な有料化を検討する。

(3) し尿・生活排水処理

○合併処理浄化槽の計画的な更新と適正な維持管理を行う。

５．事業計画

	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	2021 年度 （平成 33 年度）	2022～2025 年度 （平成 33～37 年度）
(1) ごみの減量化･資源化の推進					
･普及啓発	強化	→	→	→	→
･ごみの分別収集･運搬	徹底	→	→	→	→
(2) 廃棄物処理					
･焼却･埋立処分	継続	→	→	→	→
･島外搬出･リサイクル	継続 紙くず検討	→	→	→	→
･ストックヤード整備		整備	運用開始	→	→
･清掃センター建替	用地調整	→			
	方式検討	→	→		
			基本設計	施工	→
(3) し尿･生活排水処理					
･(仮称)汚泥再生処理センターの整備	整備 性能試験	運転開始	→	→	→
			浄化槽使用料見直し		
･浄化槽の維持管理	継続	→	→	→	→

第４節　類似自治体との比較

１．主要な指標に関する類似自治体との比較

本村のごみ処理について客観的に評価するため、主要な指標を抽出し、類似自治体の平均と比較を行います。主要な指標については、環境省が示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、人口１人１日あたりごみ総排出量、廃棄物からの資回収率（RDF・セメント原料化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口１人当たり年間処理経費、最終処分減量としました。

類似自治体は、都市形態、人口規模、産業構造の３つの要素に基づき、総務省が類型化した自治体を示し、本村には、105 の類似市町村があります。

類似自治体の比較結果は、図２－４－１のとおりであります。

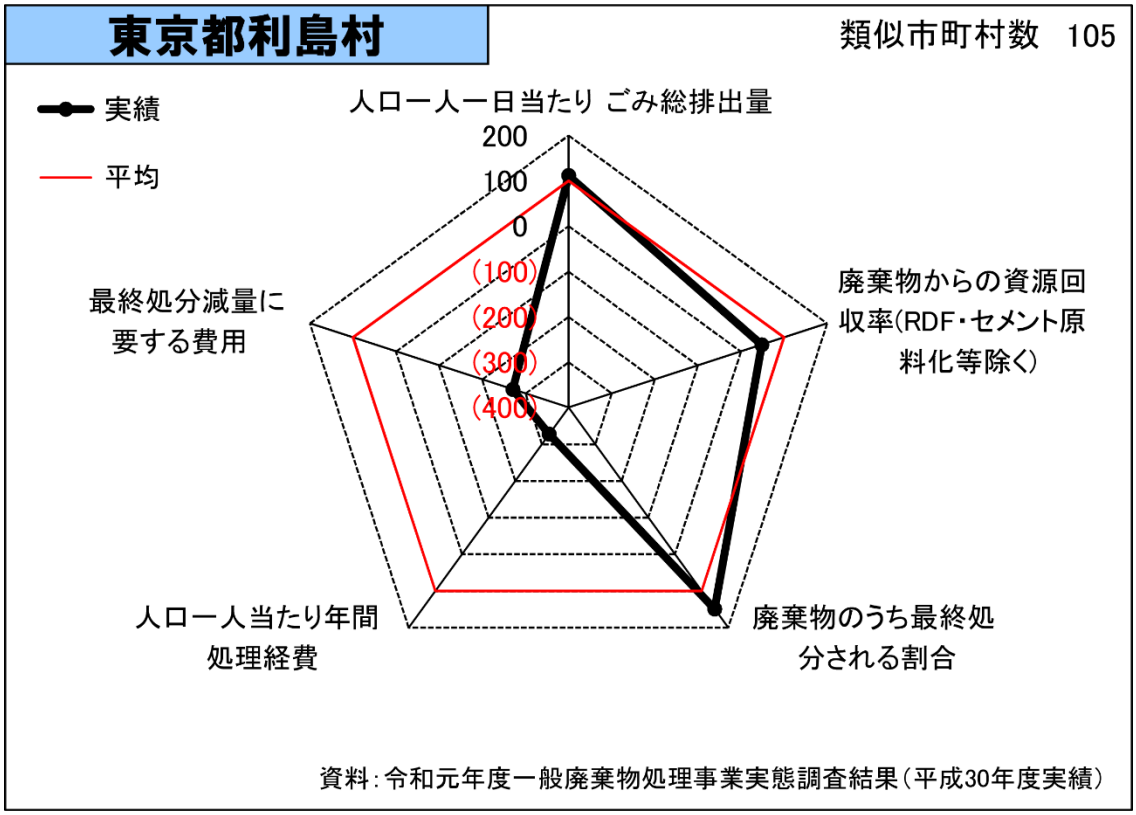

図２－４－１　類似自治体との比較

２．類似自治体との比較結果

類似自治体との比較結果は、表２－４－１～表２－４－３のとおりです。

表２－４－１　類似自治体との比較（全体）（その 1）

市町村名	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量（g/人・日）	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(%)	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	人口一人当たり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/t）
東京都利島村	324	913	8.7%	7.4%	143,292	374,360
北海道木古内町	4,194	949	6.4%	14.2%	19,949	62,035
北海道乙部町	3,746	884	9.7%	18.4%	15,266	55,682
北海道奥尻町	2,661	1,329	2.9%	27.7%	53,638	137,301
北海道寿都町	3,010	1,052	14.8%	17.1%	31,955	93,271
北海道黒松内町	2,850	923	33.1%	13.1%	30,645	98,510
北海道泊村	1,664	1,128	6.7%	17.2%	27,492	74,261
北海道神恵内村	846	1,027	5.8%	17.0%	32,071	94,955
北海道古平町	3,080	967	14.0%	19.0%	20,615	54,871
北海道上砂川町	3,028	838	20.1%	11.9%	21,364	61,944
北海道上川町	3,563	1,576	5.2%	18.5%	42,658	89,013
北海道占冠村	1,374	3,930	7.7%	91.9%	22,643	117,969
北海道音威子府村	776	1,052	25.2%	71.1%	43,974	373,689
北海道浜頓別町	3,679	1,285	25.2%	25.3%	43,848	97,145
北海道中頓別町	1,696	1,210	21.9%	16.8%	35,358	55,228
北海道幌延町	2,345	937	33.0%	56.9%	19,721	128,430
北海道西興部村	1,095	991	38.9%	26.3%	13,451	48,075
青森県今別町	2,677	1,034	10.3%	10.6%	20,752	51,295
秋田県上小阿仁村	2,356	844	13.7%	12.0%	1,331	3,058
秋田県藤里町	3,252	704	6.8%	13.6%	9,650	37,178
秋田県井川町	4,744	821	5.1%	12.6%	13,837	52,326
福島県檜枝岐村	561	1,138	32.1%	12.9%	73,638	122,847
福島県北塩原村	2,797	1,315	8.3%	14.4%	12,911	28,345
福島県磐梯町	3,498	1,142	11.2%	12.8%	8,491	22,225
福島県柳津町	3,428	845	5.3%	13.7%	8,834	32,022
福島県三島町	1,654	944	12.1%	13.3%	12,103	39,247
福島県金山町	2,096	759	4.6%	14.3%	14,163	57,833
福島県広野町	4,794	1,158	0.3%	22.6%	9,106	20,729
福島県川内村	2,674	683	5.8%	20.4%	6,191	23,214
福島県葛尾村	1,426	236	0.8%	21.1%	7,013	76,769
群馬県神流町	1,867	955	22.1%	3.2%	32,439	87,524
群馬県高山村	3,639	786	13.3%	11.5%	13,225	49,759
埼玉県東秩父村	2,843	692	26.7%	4.3%	32,131	129,854
東京都檜原村	2,160	1,067	19.5%	0.7%	31,408	76,336
東京都新島村	2,728	1,532	2.6%	31.2%	45,890	89,612
東京都神津島村	1,896	2,237	2.8%	8.6%	50,748	52,501
東京都三宅村	2,502	1,518	11.1%	13.2%	58,836	105,732
東京都御蔵島村	310	2,183	0.0%	11.7%	135,496	177,680
東京都青ヶ島村	161	1,736	26.8%	1.0%	50,841	62,188

表２－４－２　類似自治体との比較（全体）（その 2）

市町村名	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量（g/人・日）	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(%)	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	人口一人当たり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/t）
東京都小笠原村	2,613	1,155	40.4%	11.1%	86,033	222,872
神奈川県清川村	3,143	852	27.1%	8.3%	18,806	62,537
新潟県出雲崎町	4,416	715	26.2%	8.3%	15,431	64,472
新潟県刈羽村	4,595	956	18.9%	8.0%	10,324	30,126
富山県舟橋村	3,097	928	12.9%	9.2%	7,337	21,331
山梨県早川町	1,076	1,013	37.7%	0.0%	3	0
山梨県西桂町	4,350	915	9.1%	8.1%	12,450	40,466
山梨県鳴沢村	3,163	960	13.1%	8.7%	20,523	59,285
山梨県小菅村	716	1,041	40.8%	14.0%	26,917	37,244
山梨県丹波山村	569	1,444	19.3%	39.3%	13,704	42,379
長野県阿南町	4,584	426	28.2%	8.7%	5,561	34,441
長野県平谷村	412	426	28.1%	12.5%	20,365	130,852
長野県上松町	4,451	816	40.7%	6.7%	14,673	47,428
長野県南木曽町	4,111	736	43.9%	8.1%	13,896	50,516
長野県木祖村	2,913	745	37.4%	7.3%	13,662	48,666
長野県王滝村	763	959	33.0%	7.5%	25,256	70,027
長野県生坂村	1,774	826	15.1%	7.5%	10,615	32,532
長野県小谷村	2,942	873	20.8%	8.9%	21,011	68,714
長野県野沢温泉村	3,585	1,197	24.8%	10.3%	11,797	28,426
岐阜県白川村	1,544	1,026	31.1%	7.4%	35,116	73,951
愛知県飛島村	4,729	2,078	17.2%	5.9%	19,677	22,618
愛知県東栄町	3,225	807	9.1%	14.8%	22,328	83,257
愛知県豊根村	1,129	823	11.5%	14.5%	22,382	81,506
京都府笠置町	1,343	1,057	18.1%	22.4%	27,515	69,997
京都府南山城村	2,766	659	14.3%	23.8%	21,585	89,673
奈良県曽爾村	1,446	781	17.0%	12.6%	22,363	86,328
奈良県黒滝村	717	852	12.2%	8.5%	30,719	106,852
奈良県天川村	1,424	1,010	9.5%	9.5%	31,073	91,942
奈良県野迫川村	397	828	24.4%	8.3%	26,680	76,264
奈良県十津川村	3,332	988	9.9%	17.2%	23,524	70,215
奈良県下北山村	921	1,136	42.1%	13.1%	39,196	101,115
奈良県上北山村	509	834	41.3%	12.9%	28,470	99,821
奈良県川上村	1,433	799	17.2%	12.9%	53,848	200,777
奈良県東吉野村	1,802	743	17.0%	13.1%	27,383	104,607
和歌山県高野町	3,095	1,428	10.6%	10.9%	39,961	77,177
和歌山県すさみ町	3,949	1,052	16.4%	16.8%	26,210	75,651
和歌山県太地町	3,134	1,083	21.1%	0.0%	23,047	58,158
和歌山県古座川町	2,759	835	25.9%	7.7%	26,427	91,043
和歌山県北山村	444	1,037	13.7%	28.0%	38,716	142,066
鳥取県若桜町	3,279	670	22.3%	11.3%	4,107	16,487
鳥取県日吉津村	3,614	2,406	54.0%	2.0%	19,755	17,907
鳥取県日野町	3,111	742	18.5%	4.5%	24,672	78,321
島根県川本町	3,338	902	19.3%	12.8%	20,887	69,177
島根県美郷町	4,744	684	31.3%	10.8%	14,428	61,612
島根県海士町	2,236	1,351	11.5%	27.8%	40,129	82,092

表２－４－３　類似自治体との比較（全体）（その 3）

市町村名	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量(g/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(%)	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)	最終処分減量に要する費用(円/t)
島根県西ノ島町	2,858	1,192	7.0%	22.0%	26,940	67,984
山口県上関町	2,776	720	16.8%	3.3%	15,179	57,817
徳島県牟岐町	4,154	1,128	11.3%	14.6%	16,577	40,980
香川県直島町	3,102	1,517	17.1%	1.2%	27,522	49,106
愛媛県松野町	4,026	727	14.0%	17.4%	15,066	67,646
高知県奈半利町	3,192	1,120	25.1%	1.9%	29,486	73,531
高知県田野町	2,622	1,239	12.8%	14.0%	21,153	49,180
高知県三原村	1,500	694	15.5%	0.0%	16,220	58,150
福岡県赤村	3,197	684	5.3%	15.5%	14,909	70,373
熊本県津奈木町	4,633	458	45.4%	3.1%	13,756	83,171
熊本県山江村	3,522	613	16.1%	2.9%	10,996	45,081
熊本県球磨村	3,724	580	11.2%	3.2%	12,939	57,404
鹿児島県三島村	369	832	2.7%	0.9%	15,970	53,090
鹿児島県大和村	1,492	970	7.0%	10.8%	18,976	53,786
沖縄県国頭村	4,775	1,104	5.8%	15.0%	12,899	33,528
沖縄県渡嘉敷村	722	1,150	6.2%	35.0%	39,787	141,967
沖縄県座間味村	941	1,365	25.9%	29.4%	45,489	129,320
沖縄県粟国村	702	882	32.3%	3.1%	39,342	90,877
沖縄県渡名喜村	379	1,135	14.8%	7.6%	72,095	188,441
沖縄県伊平屋村	1,233	889	2.9%	3.8%	36,561	117,091
沖縄県竹富町	4,410	479	17.6%	47.1%	24,024	188,327
平均	2,495	1,032	18.0%	14.5%	27,156	79,550

出典:環境省　令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成30年度実績)
※:本村の実績データと異なる箇所がある。

(1)　人口１人１日当たりのごみ総排出量

本村の人口１人１日当たりの総排出量は、913g/人・日であり、類似自治体平均値の1,032g/人・日より「119g/人・日」の減量化が進んでいます。

(2)　廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

本村の資源回収率は、8.7%となっており、類似自治体平均値 18%より「9.3%」少ない値となっています。

(3)　廃棄物のうち最終処分される割合

本村の最終処分される割合は、7.4%となっており、これは類似市町村平均値の14.5%より「7.1%」処分量が削減されている値となっています。

(4)　１人当たりの年間処理経費

本村の１人当たりの年間処理経費は、143,292 円/t となっており、類似自治体平

均値の 27,156 円/t より、「116,136 円/t」高い値となっています。本村は離島であり、人口が少ないため、今後更なる効率的な事業を進め、経費の削減に努める必要があります。

(5) 最終処分減量に要する経費

本村の最終処分に要する費用は、374,360 円/t となっており、類似自治体平均値の 79,550 円/t より、「294,810 円/t」高い値となっています。1 人当たりの年間処理経費と同様に、今後更なる効率的な事業を進め、経費の削減に努める必要があります。

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題

１．ごみ処理体系

令和２年度の本村のごみ処理体系は、図３－１－１のとおりです。

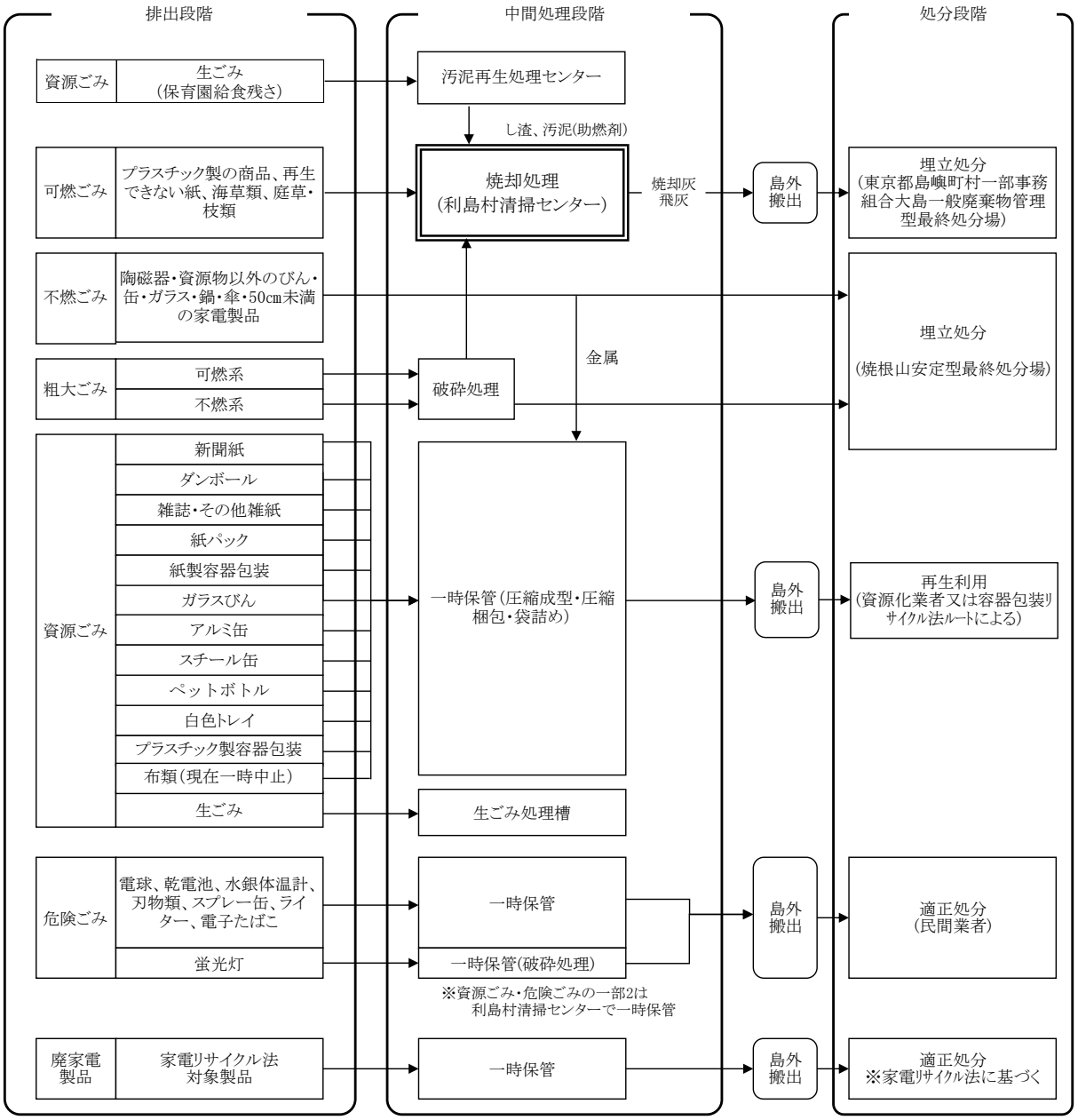

図３－１－１　ごみ処理体系（令和２年度現在）

２．収集・運搬の状況

(1)　ごみの分別と収集方法

令和２年度現在のごみの排出形態は、表３－１－１のとおりです。

ごみの分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ（新聞、ダンボール、雑誌･その他雑紙、紙パック、紙製容器包装、ガラスびん（透明･茶･その他）・アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、生ごみ、布類)」、「危険ごみ」の５区分です。

表３－１－１　　ごみの排出形態

分別区分		ごみの種類	収集回数	袋の指定	収集方式
可燃ごみ		プラスチック製の商品、再生できない紙、海草類、庭草・枝類	週１回	透明、半透明	ステーション方式
不燃ごみ		陶磁器、資源以外のびん･缶･ガラス、鍋、傘、50cm未満の家電製品	月１回	透明、半透明	ステーション方式、拠点回収
粗大ごみ		粗大ごみ		－	申込制
資源ごみ	新聞	新聞	月２回	ひもでしばる	ステーション方式、拠点回収
	ダンボール	ダンボール			
	雑誌・その他雑紙	雑誌・その他雑紙		雑誌:ひもでしばる その他:紙袋。	
	紙パック	紙パック		黄色のネット袋	
	紙製容器包装	紙製容器包装	月２回	紙袋	
	ガラスびん	びん（透明、茶、その他）	月１回	色毎に透明、半透明	
	アルミ缶	アルミ缶	月２回	緑色のネット袋	
	スチール缶	スチール缶	月１回	黄色のネット袋	
	ペットボトル	ペットボトル	月２回	青色のネット袋	
	白色トレイ	白色トレイ	月１回	黄色のネット袋	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	月２回	黒色のネット袋	
	生ごみ	生ごみ	週１回	専用容器、バケツ、ペール	
	布類（現在中止）	シャツ等衣類、タオル等布類	現在中止	透明、半透明	
危険ごみ		乾電池、電球、蛍光灯、水銀体温計、刃物類、スプレー缶、ライター、電子たばこ等	月１回	透明、半透明	

出典：ごみカレンダー（令和２年 12 月）

ごみの分別収集は、一般家庭から排出されるごみについて行っています。収集方式は、ごみ集積所（ステーション）方式としていますが、粗大ごみは、村役場に連絡した上で、自分で運べるものは自己搬入、運べないものは月１回の指定日に出すこととしています。

廃家電製品は、村役場に連絡した上で、個別に回収が行われています。「家電リサイクル法対象製品」として排出者から料金を徴収した上で、指定引取場所までの運搬費用を村が負担する形で回収を行なっています。

ごみ袋については、ごみの分別・資源化の徹底、処理作業の効率向上、収集作業の安全確保などのため、透明または半透明の袋を使用することとしています。

(2) 収集・運搬車両の状況

収集運搬は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ、廃家電製品について行っており、2ｔの深ボディー車 1 台、補助的な役割として軽貨物車両 1 台の合計 2 台が稼働しています。

また、ごみ収集体制は委託業者により行われています。

３．収集・運搬の状況

(1) ごみ排出量の推移

平成 27～令和元年度のごみ排出量の推移は、表３－１－２及び図３－１－２のとおりです。

総ごみ量は、平成 29 年度に増加しましたが、全体としては減少傾向を示しています。ごみの区分別では、可燃ごみと資源ごみは減少しており、不燃ごみのみ増加傾向となっています。

表３－１－２　ごみ排出量の推移

（単位：t/年）

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	97.75	94.24	98.54	94.21	90.46
不燃ごみ	2.28	2.95	2.57	2.21	2.65
資源ごみ	11.00	12.21	11.02	9.90	12.28
アルミ缶	1.35	1.39	1.55	1.57	1.43
スチール缶	0.94	0.93	0.87	0.77	0.76
ガラスびん	5.79	6.17	5.80	5.22	5.32
ペットボトル	1.02	2.09	1.52	1.02	0.84
プラスチック製容器包装	1.90	1.63	1.28	1.32	1.22
生ごみ（保育園）					0.33
雑誌・その他雑紙※1					1.28
新聞※1					0.08
紙パック※1					0.02
ダンボール※1					1.00
有害ごみ(蛍光管)（本）	(409)	(470)	(374)	(382)	(385)
粗大ごみ※2	－	－	－	－	－
総ごみ量	111.03	109.40	112.13	106.32	105.39

※1:雑誌・その他雑紙、ダンボールはR1年12月から分別しており、毎月計量していないため、換算値を記載している。

※2:粗大ごみを収集しているが、粗大ごみ量を把握していない。

出典：「ごみ処理量の実績データ」より

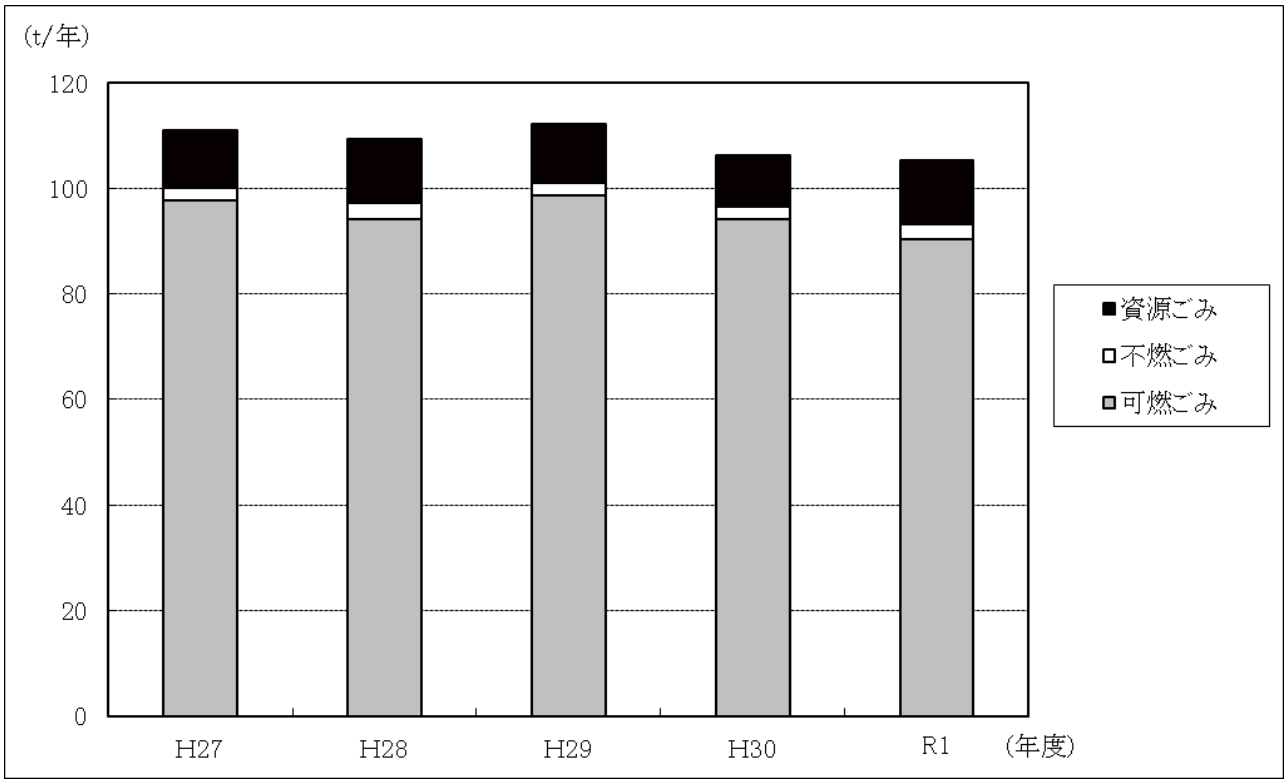

図３－１－２　　ごみ排出量の推移

(2) １人１日あたりのごみ排出量

１人１日あたりのごみ排出量は、表３－１－３及び図３－１－３のとおりです。

本村の１人１日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成 27 年度には 968.8g/人日でしたが、令和元年度は 896.7g/人日まで減少しています。

ここで、全国平均の１人１日当たりのごみ排出量と比較すると、本村の排出量は多い傾向にありますが、これは離島といった特別な条件によるものと考えられます。また、平成 30 年度は全国平均より少ない排出量に転じています。

表３－１－３　　１人１日当たりのごみ排出量

（単位:g/人/日）

区分＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	852.9	819.7	841.0	799.1	769.7
不燃ごみ	19.9	25.7	21.9	18.7	22.5
資源ごみ	96.0	106.2	94.1	84.0	104.5
アルミ缶	11.8	12.1	13.2	13.3	12.2
スチール缶	8.2	8.1	7.4	6.5	6.5
ガラスびん	50.5	53.7	49.5	44.3	45.3
ペットボトル	8.9	18.2	13.0	8.7	7.1
プラスチック製容器包装	16.6	14.2	10.9	11.2	10.4
生ごみ量(保育園)					2.8
雑誌・その他雑紙※1					10.9
新聞※1					0.7
紙パック※1					0.2
ダンボール※1					8.50
有害ごみ(蛍光管)(本/日)	(1.1)	(1.3)	(1.0)	(1.0)	(1.1)
粗大ごみ※2	－	－	－	－	－
1人1日当り排出量	968.8	951.6	957.0	901.8	896.7
全国平均※3	939	925	920	918	

※1:雑誌・その他雑紙、ダンボールはR1年12月から分別しており、毎月計量していないため、換算値を記載している。

※2:粗大ごみを収集しているが、粗大ごみ量を把握していない。

※3:一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省発表）より

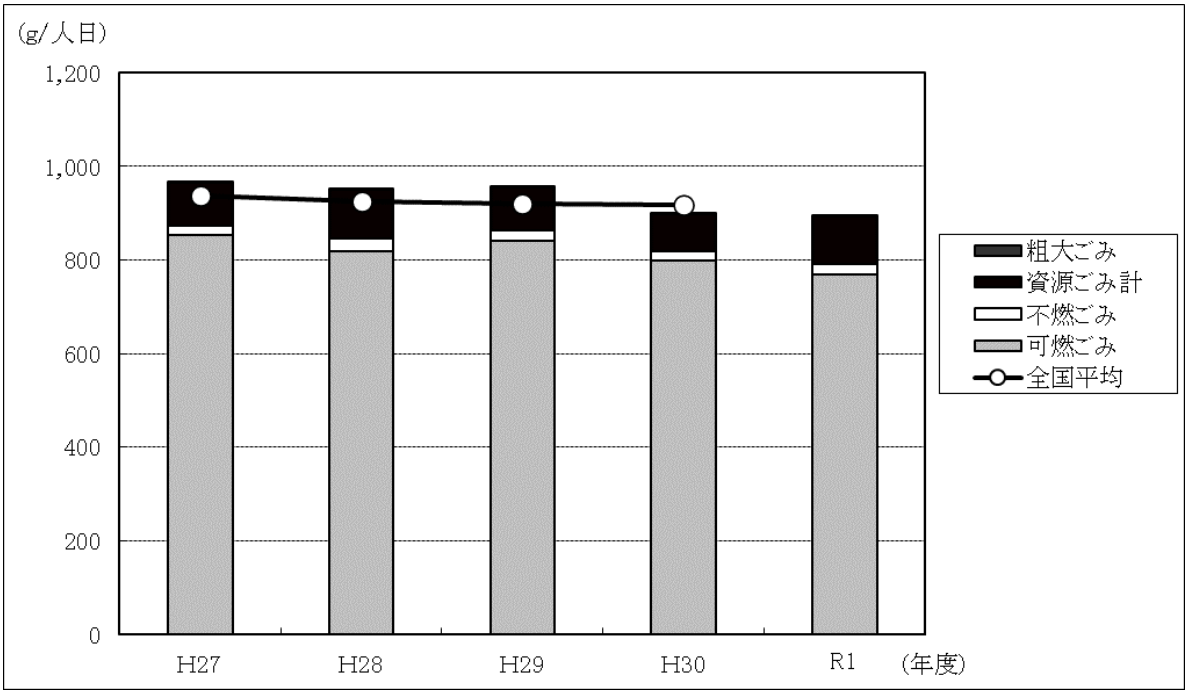

図３－１－３　　１人１日当たりのごみ排出量

(3)　家庭系ごみ排出の実態

1)　収集ごみ

平成 27 年度から令和元年度までの過去 5 年間のごみ収集量実績は、表３－１－２のとおりであり、総ごみ量は減少傾向にあります。

本村では、令和元年 12 月から「新聞」、「ダンボール」、「雑誌・その他雑紙」、「紙パック」について、資源ごみとして分別収集を開始しました。また、更なるの資源化を図るため、令和 3 年 1 月から、「生ごみ」、「白色トレイ」、「紙製容器包装」を新たな資源ごみとして分別収集を開始しています。

収集された資源ごみは、島内で一時保管した後、都内へ輸送し資源化しています。令和元年度の資源ごみは、収集ごみの約 11.6％です。

また、平成 18 年度から有害ごみとして蛍光管を分別収集しており、蛍光管破砕機で破砕処理した後に島外搬出しています。家電リサイクル法対象製品については、個別回収を行っています。

2)　直接搬入ごみ

本村では、村全域でごみの収集・運搬を行っているため、原則として直接搬入は受け入れていません。ただし、一時的に多量に排出する場合には、事前に村へ連絡し、搬入許可を得て無料で処理しています。

(4) 事業系ごみの排出実態

本村では、家庭系ごみと事業系ごみを区分して収集・運搬を実施していません。そのため、事業系ごみの排出実態は把握できていません。

4．中間処理状況

(1) 焼却施設

1) 概要

本村の可燃ごみは、利島村清掃センターにおいて焼却処理を行っています。焼却施設の概要は、表３－１－４のとおりです。

清掃センターは、施設稼働後 25 年が経過しており、老朽化が進んでいます。

表３－１－４　焼却施設の概要

施設名	利島村清掃センター
所在地	東京都利島村 2320 番地 1
建設年度	着工　平成 6 年 6 月 30 日 竣工　平成 7 年 12 月 31 日
炉形式	固定炉床バッチ燃焼式
処理能力	2.5t/日×1 炉

2) 焼却処理状況

過去 5 年間の焼却処理状況は表３－１－５及び図３－１－４のとおりです。焼却量は減少傾向を示していますが、特に令和元年 12 月から「新聞」、「ダンボール」、「雑誌・その他雑紙」、「紙パック」の分別収集により、焼却量が大幅に減少しました。

表３－１－５　焼却処理状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
焼却量　(t/年)	97.75	94.24	97.89	95.29	92.48
年間稼動日数　(日/年)	150	143	145	147	131
日平均焼却量　(t/日)	0.65	0.66	0.68	0.65	0.71
年間稼動時間　(hr/年)	1,045.33	1,088.90	1,068.83	951.00	573.00

出典:利島村清掃センター 運転管理実績

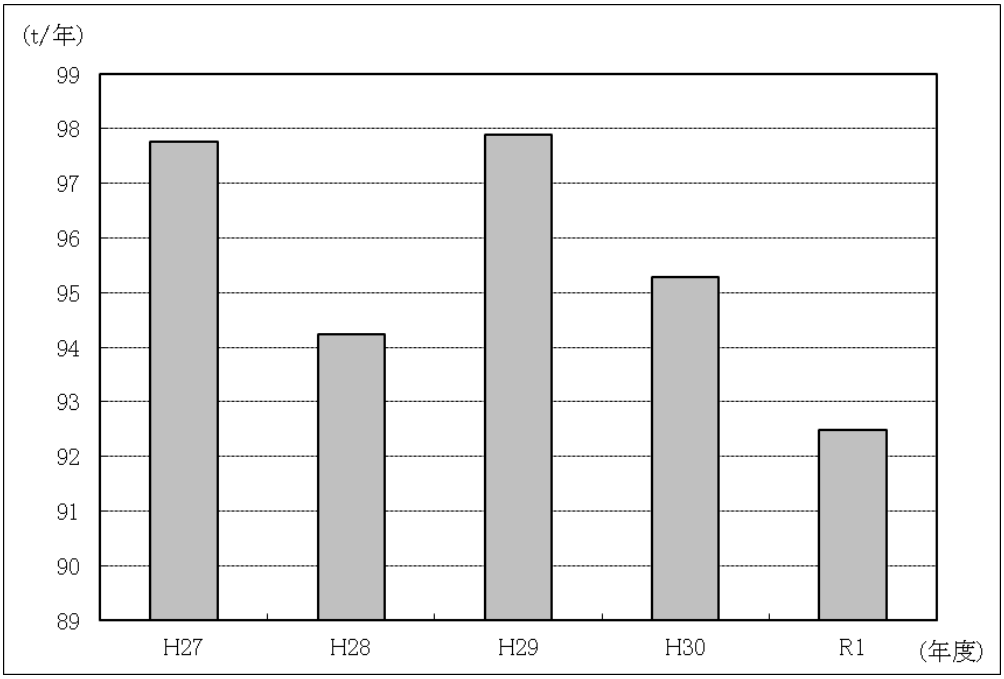

図３－１－４　焼却処理状況

3)　ごみ質

可燃ごみのごみ質は、表３－１－６に示すとおりです。本村の可燃ごみは、乾物基準で「紙類」が３割以上を占めています。

表３－１－６　可燃ごみのごみ質

測定年度			H29	H30				R1			
測定月日			7/31	7/30	10/22	11/19	1/21	7/22	9/27	11/24	1/27
単位容積重量		(kg/m^3)	170	167	113	215	142	143	146	190	125
種類組成（乾物基準）	紙類	(%)	56.3	40.5	41.2	27.5	48.4	37.2	61	30	50.3
	繊維類	(%)	0	2.7	8.2	5.6	3.7	6.8	1.1	2.8	0.1
	厨芥類	(%)	18	24.7	17.8	40.9	14.3	22.5	11.1	36.7	7.2
	木・竹	(%)	0	0.9	0.4	0.4	1.7	0.5	1.0	0.6	1.5
	その他	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック(軟質)	(%)	8.3	12.2	13.4	12.7	17.1	15.4	10.9	15.1	16.9
	プラスチック(硬質)	(%)	14.9	15.8	7	10.8	8.6	16.4	7.7	11.5	15.7
	ゴム・皮革	(%)	0	0	0	0.2	0.3	0.6	0	0	0
	鉄	(%)	0	0	0.2	0.4	0	0.1	0	0.1	1
	非鉄	(%)	0.5	0	1.7	0.2	0.2	0	0.2	0.5	0.1
	ガラス	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	4.3
	土砂・陶器	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	(%)	2	3.2	10.1	1.3	5.7	0.5	7	2.7	2.9
三成分	水分	(%)	42.50	53.40	36.90	56.40	55.00	47.40	43.70	55.10	35.10
	可燃分	(%)	52.10	40.20	55.80	36.20	41.20	48.70	50.80	40.10	56.00
	灰分	(%)	5.40	6.40	7.30	7.40	3.80	3.90	5.50	4.80	8.90
低位発熱量		(kJ/kg)	9,840	7,660	11,040	5,640	7,830	9,640	8,930	7,580	11,010
		(kcal/kg)	2,350	1,830	2,640	1,350	1,870	2,300	2,130	1,810	2,630

出典:「清掃センター焼却施設測定データ」より
1kcal=4.18605 kJ

4)　ダイオキシン類測定結果

清掃センターにおけるダイオキシン類の測定結果は表３－１－７のとおりです。

排ガスは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値 10ng-TEQ/m^{3}N を下回っています。また、焼却灰と飛灰についても、廃棄物の清掃及び処理に関する法律に基づく 3ng-TEQ/g を下回っています。

表３－１－７　ダイオキシン類測定結果

年度	排ガス		焼却灰		飛　灰	
	測定日	単位 ng-TEQ/m^3_N	測定日	単位 ng-TEQ/g	測定日	単位 ng-TEQ/g
H29年度	7/31	5.20	7/30	0	7/30	1.2
H30年度	1/21	0.66	10/21	0	10/21	1.3
R1年度	11/25	0.43	11/24	0	11/24	1.1
基準値	10		3		3	

出典:「清掃センター焼却施設測定データ」より

５．最終処分状況

本村の不燃ごみは、利島村焼根山安定型最終処分場において埋立処分を行っています。最終処分場の概要は、表３－１－８のとおりです。

表３－１－８　最終処分場の概要

施設名	利島村焼根山安定型最終処分場
所在地	東京都利島村 1745 番地 1、1757 番地 2、1746 番地 1、1747 番地
埋立開始	平成 25 年度
埋立終了予定	平成 58 年度
埋立地面積	510m^2
埋立容積	1,200m^3

焼却残渣の埋立は、東京都島嶼町村一部事務組合の管理する大島一般廃棄物管理型最終処分場で行っています。

利島村焼根山安定型最終処分場及び大島一般廃棄物管理型最終処分場への最終処分量の実績は、表３－１－９及び図３－１－５のとおりです。また、令和 30 年度から焼却灰の発生量が少ないため、村内で一時貯留しています。令和元年度に大島処分場への搬出はないため、最終処分は 0 になっています。

利島村焼根山安定型最終処分場での最終処分量は、2t 台になっています。

表３－１－９　最終処分量の実績

(単位:t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
焼根山処分場	2.28	2.95	2.57	2.21	2.65
大島処分場	9.12	6.19	9.67	2.72	0

出典:「ごみ処理量の実績データ」より

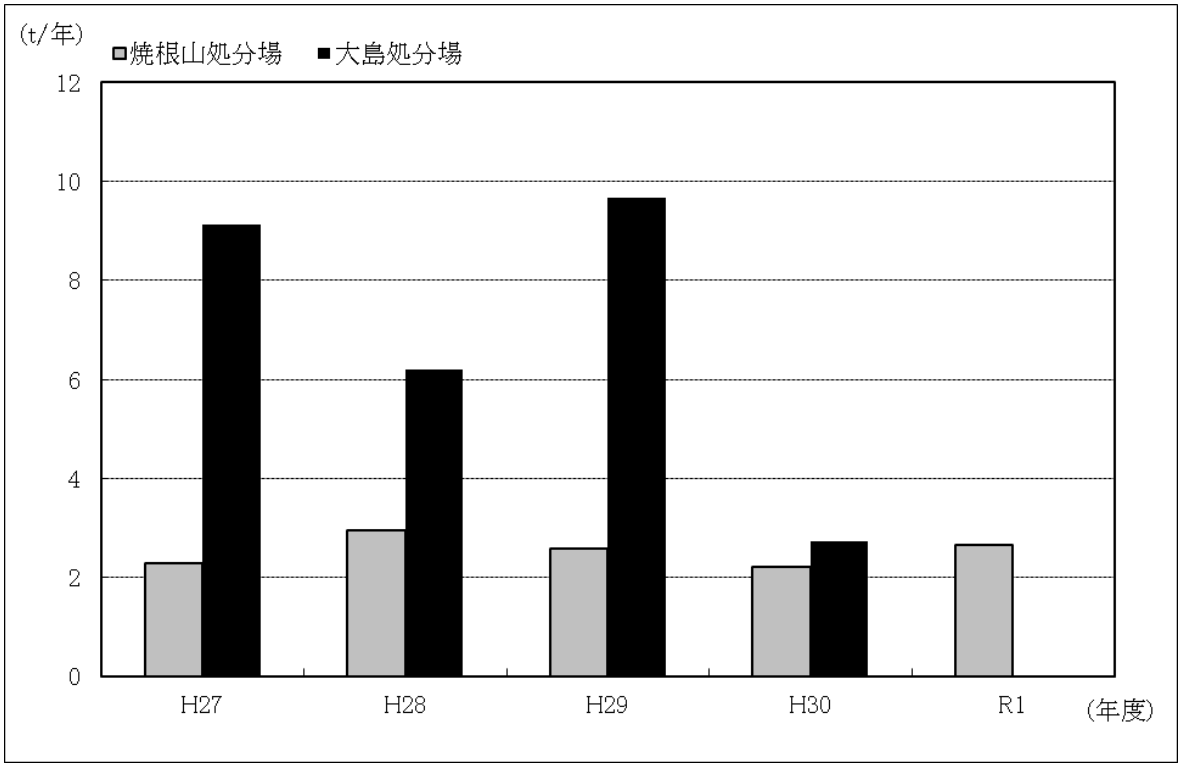

図３－１－５　最終処分量の実績

６．清掃事業費

清掃事業費の推移は、表３－１－１０及び図３－１－６のとおりです。

ごみ１ｔ当たり、人口１人当たりとも経年変化は平成 26 年度以降増加傾向にあります。

表３－１－１０　清掃事業費

(単位:千円)

年度			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	28,854	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査費		1,523	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		1,523	28,854	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		591	148	663	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	295	1,764	852	1,217	747	1,078	983	4,143	2,062	1,442
		中間処理費	30,405	44,255	34,403	44,282	27,515	31,643	32,224	33,275	23,781	40,544
		最終処分費	3	93	1,188	3	4	3	4	5	4	7
	車両等購入費		6,003	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費		11,228	16,625	9,788	10,806	11,559	11,617	12,185	12,332	12,201	14,569
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		48,525	62,885	46,894	56,308	39,825	44,341	45,396	49,755	38,048	56,562
その他			15,549	1,345	8,017	7,412	8,557	430	331	715	694	0
合計			65,597	93,084	54,911	63,720	48,382	44,771	45,727	50,470	38,742	56,562
ごみ1tあたり※1(円/t)			409,321	514,944	363,660	484,495	361,980	453,616	483,502	504,922	403,864	625,271
人口1人あたり※2(円/人)			151,641	197,132	148,399	184,013	129,723	141,213	144,114	155,000	117,796	175,658

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」より
※1　ごみ1tあたりのごみ処理費用＝処理及び維持管理費小計÷ごみ排出量
※2　人口1人あたりのごみ処理費用＝処理及び維持管理費小計÷人口

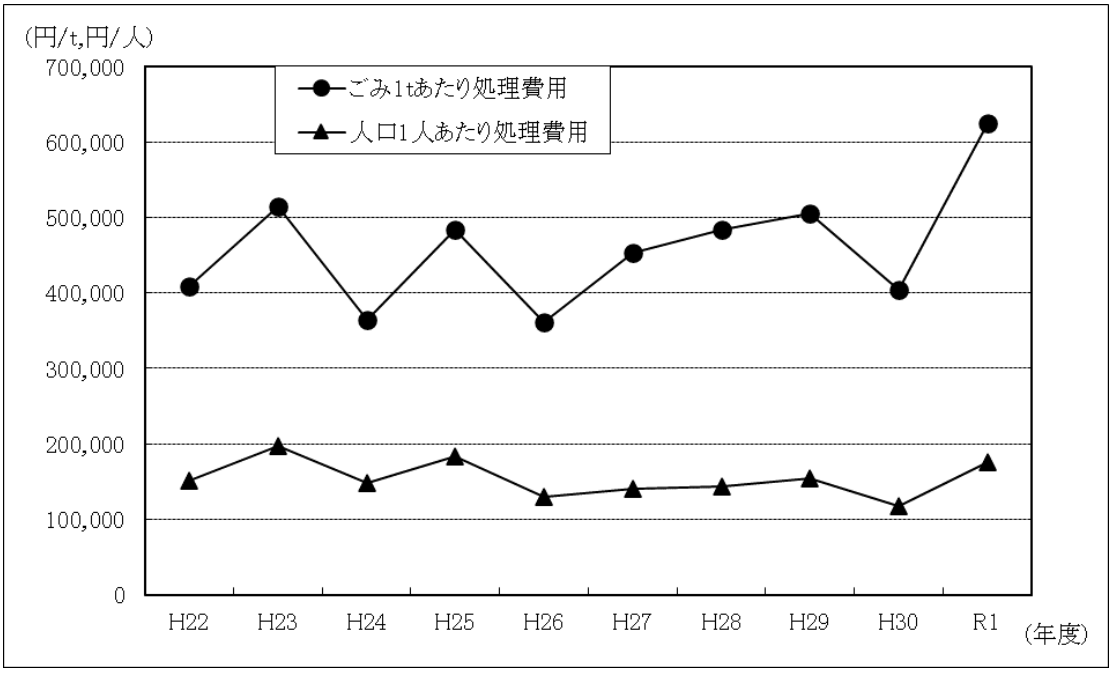
(円/t,円/人)
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
ごみ1tあたり処理費用
人口1人あたり処理費用
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
(年度)

図３－１－６　清掃事業費

中間処理の費用は、表３－１－１１及び図３－１－７のとおりです。

過去 10 年間の推移では増減がありますが、全体的には減少傾向を示しています。また、増加の要因は、主に清掃センターの補修費用です。

表３－１－１１　中間処理の費用

（単位：千円）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理費	工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	30,405	44,255	34,403	44,282	27,515	31,643	32,224	33,275	23,781	40,544
	小計	30,405	44,255	34,403	44,282	27,515	31,643	32,224	33,275	23,781	40,544

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」より

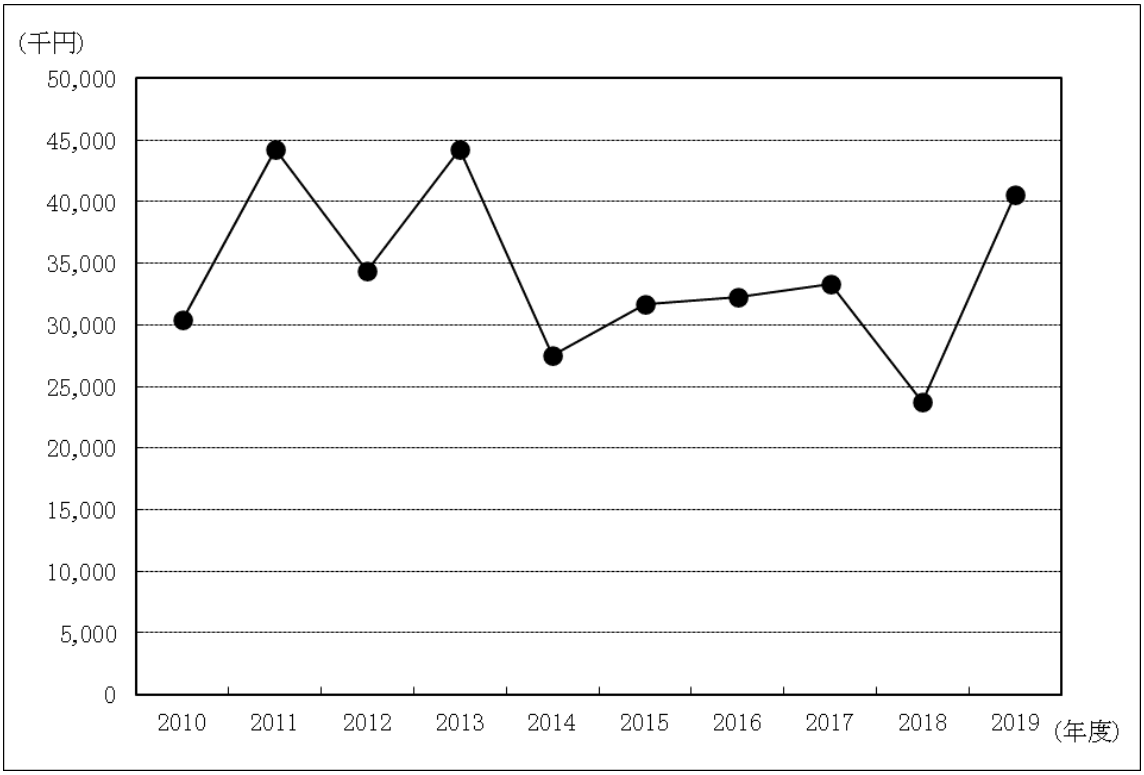

図３－１－７　中間処理の費用

７．現状の問題点と課題の整理

(1)　ごみの排出抑制

1)　生ごみの排出抑制

食品の購入に当たって賞味期限に関する正しい理解を深めるとともに、適量の購入により食品ロスの削減に資する購買行動や食品の食べきりや使い切り、生ごみの水切りに努めるよう啓発していく必要があります。

2)　ごみ排出抑制に向けた住民への教育・啓発活動

現在、ごみの排出抑制について、ごみの排出方法の説明資料や広報による PR 活動を行っています。今後も、村民のごみ減量化・資源化に対する意識を啓発し、さらに高揚させていくことが必要です。

また、過剰包装を辞退する、詰め替え商品を購入するなどのごみ発生を抑制したライフスタイルの構築など発生・排出抑制、資源化の推進を検討する必要があります。

(2)　ごみの収集・運搬

1)　ステーションの管理

資源ごみの収集区分の追加と収集量の増加に伴い、対象品目を適切に排出させる観点から、ステーションの適切な管理について検討する必要があります。

2)　家庭系ごみと事業系ごみの区別

現在、事業系ごみは、家庭系ごみと一緒にステーションに排出され、収集、処理、処分を行っています。事業者の自己処理責任の原則から、事業系ごみと家庭系ごみを区別することを検討する必要があります。

(3)　中間処理施設

1)　焼却施設

清掃センターは、稼働後 25 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

今後も継続的に安定したごみ処理を行っていくため、施設の補修や改造等の老朽化対策や、新たなごみ焼却施設を整備する等の検討が必要となります。

2)　粗大ごみ破砕設備の整備

可燃性の粗大ごみは、清掃センターで焼却処理していますが、破砕設備が整備され

ていないため、人力または建設重機によって破砕しているのが現状です。したがって、処理効率の改善、清掃センターへの負荷低減の点で移動式破砕設備の整備が望まれます。

(4) 最終処分場

利島村焼根山安定型最終処分場は、平成 25 年度から埋立を開始しましたが、遮水工や浸出水処理設備等は設置されておらず、焼却残渣の埋立は出来ないため、燃えないごみの埋立のみ行っています。焼却残渣の埋立は、東京都島嶼町村一部事務組合の管理する大島一般廃棄物管理型最終処分場で行っていますが、島内の処分場に運搬するよりも高い運搬費となっています。

(5) ごみ処理費用

1 人当たりのごみ処理費用は、類似自治体より高い値となっています。費用対効果の高いごみの処理・処分のあり方についても検討が必要です。

第２節　ごみ処理の基本方針

１．ごみ処理の理念

近年の急速な社会情勢の変化により、私たちのライフスタイルも大きく様変わりしています。その結果、日常生活から排出されるごみは種類や処理方法が多様化し、ごみ量の増加などに伴う環境への影響など様々な課題を抱え、資源・エネルギーの有効活用、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

本村としては、環境への負荷を極力抑制したごみ処理システムを整備していくと同時に、毎日排出されるごみを安定的かつ衛生的に処理できる体制を常に整備しておく必要があります。

このような状況の中で、本村は、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、前基本計画の基本理念を受け継ぎ、次の考え方をごみ処理の基本理念として取組を進めていくものとします。

「循環型社会」に向けたごみ処理システムの構築

２．ごみ処理の基本方針

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の施策の優先順位が定められています。

①発生抑制（リデュース）

②再使用（リユース）

③再生利用（マテリアルリサイクル）

④熱回収（サーマルリサイクル）

⑤適正処分

本村においてもこの優先順位を基本とし、前基本計画に引き続き、本村におけるごみ処理の基本方針を次のように定めます。

ごみの発生・排出の抑制

・廃棄物問題の根源である「ごみ」そのものの発生を抑えます。

リサイクルの推進

・発生した「ごみ」は、できる限りリサイクルを行い、資源の有効利用を図ります。

安全かつ適正な処理体制の確保

・「ごみ」として排出されたものについては、焼却などの中間処理を行った後に、埋立などの最終処分を安全かつ適正に行います。

環境（ごみ）教育の推進

・村民のごみに対する意識の向上、事業者への自己処理責任の浸透を目指し、関係機関と連携して、環境教育を推進します。

ごみ処理の理念及び基本方針の達成には、村のみならず、村民・事業者における適正な役割分担が不可欠であり、この三者の協力の下で、必要な各種施策を展開していきます。

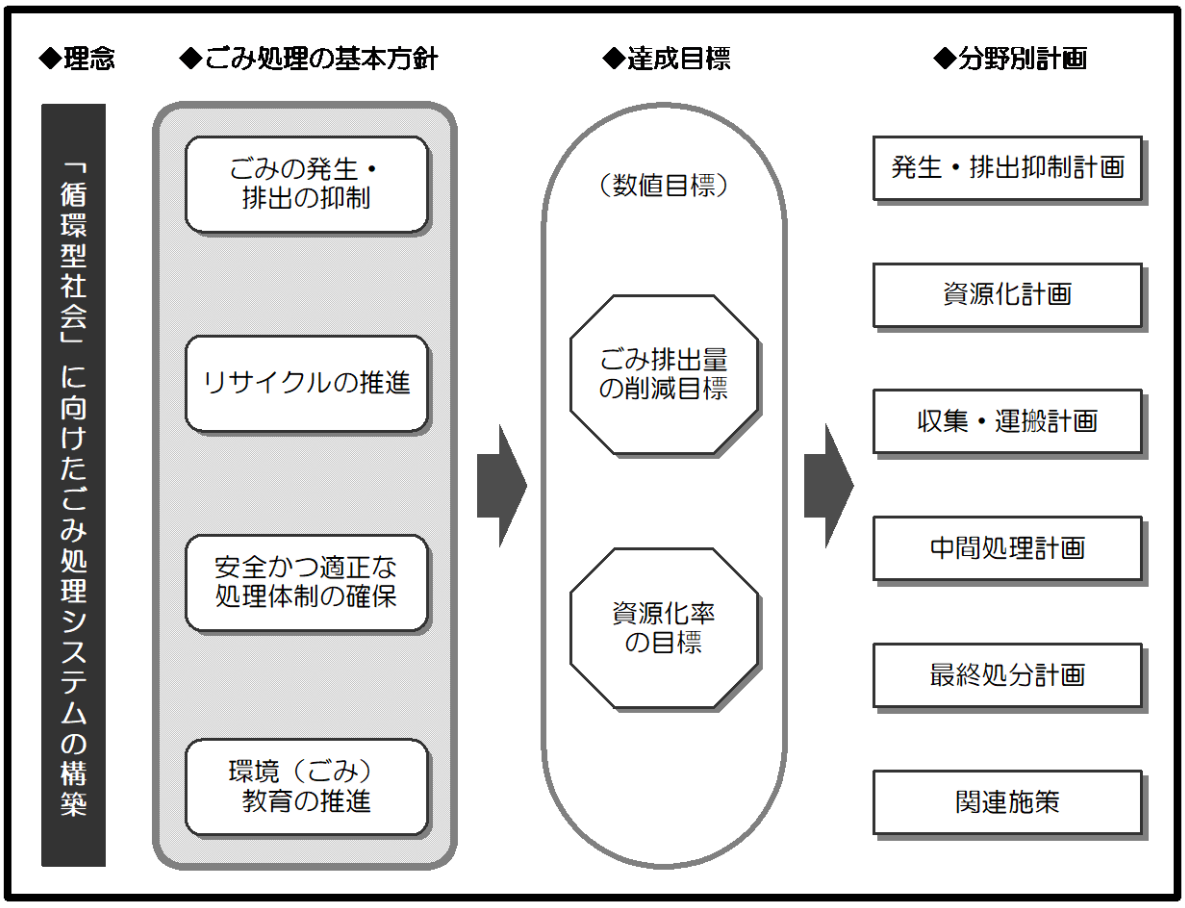

図３－２－１　ごみ処理基本計画の体系

第３節　将来ごみ量

１．将来ごみ処理体系

本村の将来のごみ処理体系は、図３－３－１のとおりです。

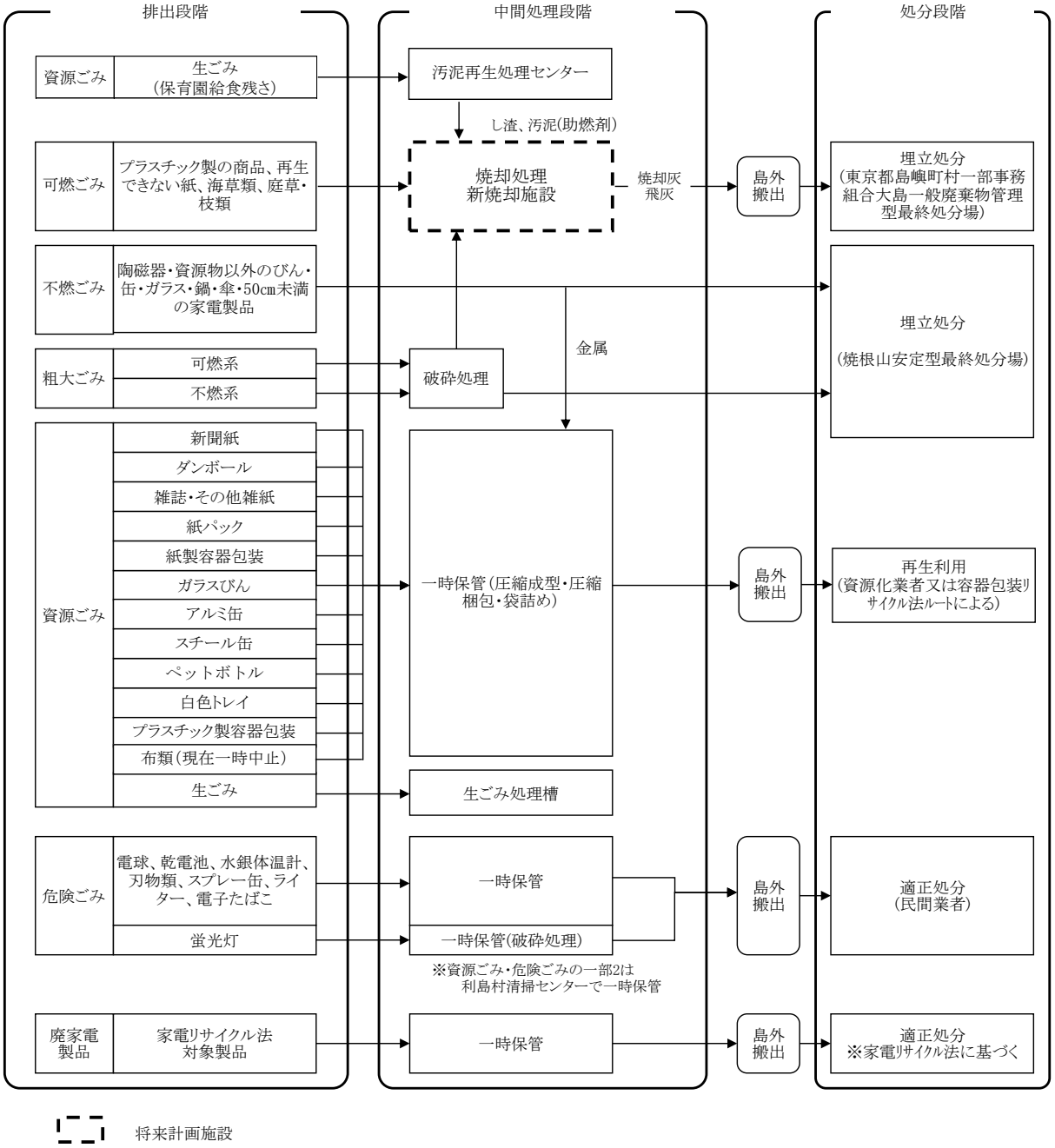

図３－３－１　将来ごみ処理体系

現状（令和２年度）と異なる点は、以下のとおりです。

・焼却施設は新設する予定であり、既存利島村清掃センターと同じくごみ処理を行う。

２．将来ごみ量

(1)　H27～H30 年度の実績に基づくごみ量予測

H27～H30 年度の実績に基づくごみ量予測は、図３－３－２のとおりです。

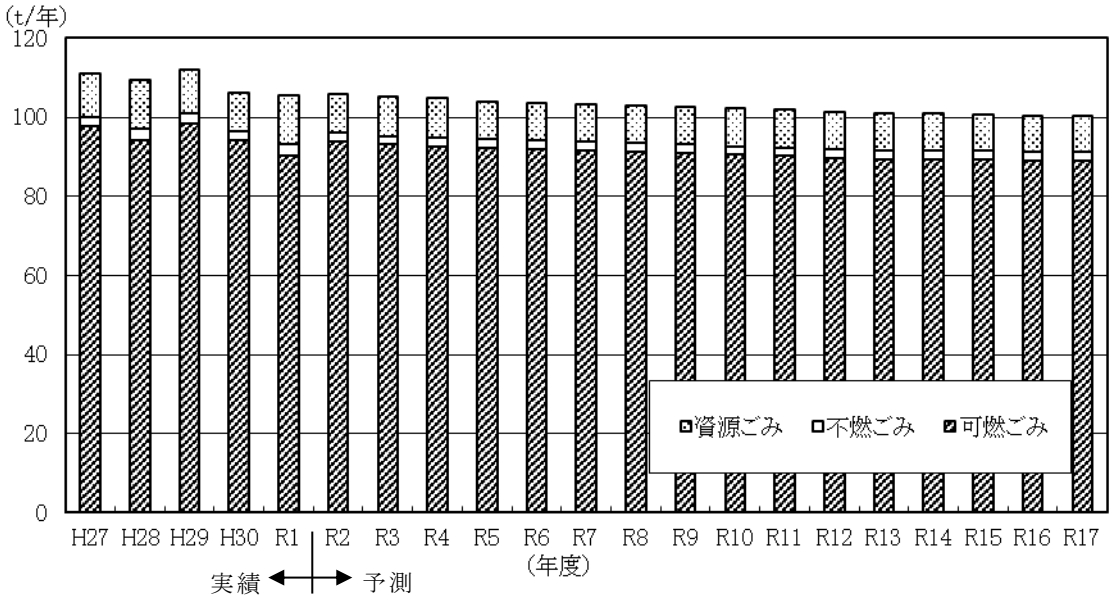

図３－３－２　H27～H30 年度の実績に基づくごみ量予測

(2)　各種施策を反映した将来ごみ量予測

各種施策を反映した将来ごみ量は、図３－３－３、表３－３-1、表３－３－２のとおり推計されます。ごみ総排出量が減少するほか、可燃ごみから資源ごみに転じています。

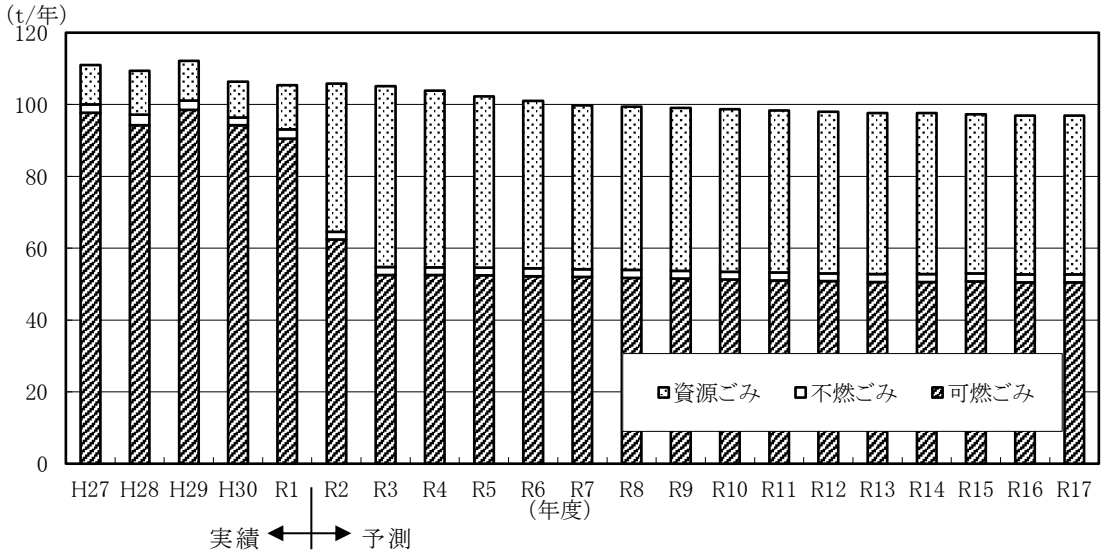

図３－３－３　将来ごみ量予測

表３－３－１　将来ごみ量（日量）

項　目	単位	実　績					予　測				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口	人	314	315	321	323	322	322	322	322	322	322
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	968.8	951.7	956.9	901.8	896.8	900.6	894.4	885.1	869.6	860.2
ごみ排出量	t/日	0.305	0.300	0.307	0.291	0.289	0.290	0.288	0.285	0.280	0.277
可燃ごみ	t/日	0.268	0.258	0.270	0.258	0.248	0.171	0.144	0.144	0.144	0.143
不燃ごみ	t/日	0.006	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
資源ごみ	t/日	0.031	0.034	0.030	0.027	0.034	0.113	0.138	0.135	0.130	0.128
アルミ缶	t/日	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
スチール缶	t/日	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
ガラスびん	t/日	0.016	0.017	0.016	0.014	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013
ペットボトル	t/日	0.003	0.006	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
プラスチック製容器包装	t/日	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
生ごみ（保育園）	t/日					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
雑誌・その他雑紙※1	t/日					0.004	0.029	0.029	0.028	0.027	0.027
新聞※1	t/日					0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
紙パック※1	t/日					0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ダンボール※1	t/日					0.003	0.047	0.047	0.046	0.045	0.044
生ごみ	t/日							0.031	0.030	0.029	0.029
紙製容器包装	t/日							0.002	0.002	0.002	0.002
白色トレイ	t/日							0.000	0.000	0.000	0.000
有害ごみ	本/日	(1.121)	(1.288)	(1.025)	(1.047)	(1.055)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)
粗大ごみ	t/日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項　目	単位	予　測										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画収集人口	人	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	847.8	844.7	841.6	838.5	835.4	832.3	829.2	829.2	826.1	823.0	823.0
ごみ排出量	t/日	0.273	0.272	0.271	0.270	0.269	0.268	0.267	0.267	0.266	0.265	0.265
可燃ごみ	t/日	0.142	0.142	0.141	0.140	0.140	0.139	0.139	0.139	0.139	0.138	0.138
不燃ごみ	t/日	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
資源ごみ	t/日	0.125	0.124	0.124	0.124	0.123	0.123	0.122	0.122	0.121	0.121	0.121
アルミ缶	t/日	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
スチール缶	t/日	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
ガラスびん	t/日	0.013	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013
ペットボトル	t/日	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
プラスチック製容器包装	t/日	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
生ごみ（保育園）	t/日	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
雑誌・その他雑紙※1	t/日	0.026	0.026	0.026	0.026	0.026	0.026	0.026	0.026	0.025	0.025	0.025
新聞※1	t/日	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
紙パック※1	t/日	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ダンボール※1	t/日	0.043	0.043	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.041	0.041
生ごみ	t/日	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027
紙製容器包装	t/日	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
白色トレイ	t/日	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
有害ごみ	本/日	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)
粗大ごみ	t/日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※　四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

※　ごみ排出量の中、有害ごみを含まない。

※1　R1年12月から分別しており、毎月計量していないため、換算値を入れている。

表３－３－２　将来ごみ量（年間量）

項　目	単位	実　績					予　測				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量	t/年	111.03	109.40	112.13	106.32	105.39	105.85	105.12	103.87	102.28	101.03
可燃ごみ	t/年	97.75	94.24	98.54	94.21	90.46	62.40	52.55	52.51	52.43	52.20
不燃ごみ	t/年	2.28	2.95	2.57	2.21	2.65	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
資源ごみ	t/年	11.00	12.21	11.02	9.90	12.28	41.26	50.38	49.17	47.66	46.64
アルミ缶	t/年	1.35	1.39	1.55	1.57	1.43	1.46	1.46	1.43	1.41	1.38
スチール缶	t/年	0.94	0.93	0.87	0.77	0.76	0.73	0.73	0.72	0.70	0.69
ガラスびん	t/年	5.79	6.17	5.80	5.22	5.32	5.10	5.10	5.01	4.56	4.47
ペットボトル	t/年	1.02	2.09	1.52	1.02	0.84	1.10	1.10	1.08	1.06	1.04
プラスチック製容器包装	t/年	1.90	1.63	1.28	1.32	1.22	1.46	1.46	1.43	1.41	1.38
生ごみ（保育園）	t/年					0.33	0.33	0.33	0.32	0.31	0.30
雑誌・その他雑紙※1	t/年					1.28	10.51	10.51	10.22	9.96	9.74
新聞※1	t/年					0.08	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22
紙パック※1	t/年					0.02	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10
ダンボール※1	t/年					1.00	17.19	17.19	16.72	16.30	15.96
生ごみ	t/年							11.23	10.99	10.72	10.48
紙製容器包装	t/年							0.91	0.89	0.88	0.86
白色トレイ	t/年							0.02	0.02	0.02	0.02
有害ごみ	本/年	(409)	(470)	(374)	(382)	(385)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)
粗大ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項　目	単位	予　測										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ごみ排出量	t/年	99.80	99.43	99.07	98.70	98.34	97.97	97.61	97.61	97.25	96.88	96.88
可燃ごみ	t/年	51.96	51.73	51.51	51.27	51.05	50.81	50.59	50.59	50.75	50.51	50.51
不燃ごみ	t/年	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
資源ごみ	t/年	45.65	45.51	45.37	45.24	45.10	44.97	44.83	44.83	44.31	44.18	44.18
アルミ缶	t/年	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36
スチール缶	t/年	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68
ガラスびん	t/年	4.39	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.39	4.39	4.39
ペットボトル	t/年	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
プラスチック製容器包装	t/年	1.36	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
生ごみ（保育園）	t/年	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.29	0.29	0.29
雑誌・その他雑紙※1	t/年	9.53	9.49	9.45	9.42	9.38	9.35	9.31	9.31	9.27	9.24	9.24
新聞※1	t/年	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
紙パック※1	t/年	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09
ダンボール※1	t/年	15.58	15.52	15.46	15.40	15.34	15.28	15.22	15.22	15.16	15.10	15.10
生ごみ	t/年	10.26	10.22	10.18	10.14	10.10	10.06	10.02	10.02	9.98	9.94	9.94
紙製容器包装	t/年	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
白色トレイ	t/年	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
有害ごみ	本/年	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)
粗大ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※　四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

※　ごみ排出量の中、有害ごみを含まない。

※1　R1年12月から分別しており、毎月計量していないため、換算値を入れている。

将来ごみ処理システムに基づく処理・処分量は、表３－３－３のとおりです。

表３－３－３　将来ごみ処理・処分量

項　目		単位	実　績					予　測				
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却施設	焼却処理量	t/日	0.268	0.258	0.268	0.261	0.253	0.1760	0.1500	0.1490	0.1490	0.1490
	焼却灰	t/日	0.025	0.017	0.026	0.007	0.007	0.0050	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040
資源化量		t/日	0.031	0.034	0.030	0.027	0.034	0.1130	0.1380	0.1350	0.1300	0.1280
有害ごみ		本/日	(1.121)	(1.288)	(1.025)	(1.047)	(1.055)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)
最終処分量		t/日	0.031	0.025	0.034	0.014	0.014	0.0110	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100

項　目		単位	予　測										
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
焼却施設	焼却処理量	t/日	0.1480	0.1470	0.1470	0.1460	0.1450	0.1450	0.1440	0.1440	0.1450	0.1440	0.1440
	焼却灰	t/日	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040	0.0040
資源化量		t/日	0.1250	0.1240	0.1240	0.1240	0.1230	0.1230	0.1220	0.1220	0.1210	0.1210	0.1210
有害ごみ		本/日	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)	(1.107)
最終処分量		t/日	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100

[年間量]

項　目		単位	実　績					予　測				
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却施設	焼却処理量	t/年	97.75	94.24	97.89	95.29	92.48	64.42	54.57	54.53	54.45	54.22
	焼却灰	t/年	9.12	6.19	9.67	2.72	2.64	1.82	1.53	1.53	1.53	1.52
資源化量		t/年	11.00	12.21	11.02	9.90	12.28	41.26	50.38	49.17	47.66	46.64
有害ごみ		本/年	(409)	(470)	(374)	(382)	(385)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)
最終処分量		t/年	11.40	9.14	12.24	4.93	5.29	4.01	3.72	3.72	3.72	3.71
焼却率		%	88.0%	86.1%	87.3%	89.6%	87.8%	60.9%	51.9%	52.5%	53.2%	53.7%
資源化率		%	9.9%	11.2%	9.8%	9.3%	11.7%	39.0%	47.9%	47.3%	46.6%	46.2%
最終処分率		%	10.3%	8.4%	10.9%	4.6%	5.0%	3.8%	3.5%	3.6%	3.6%	3.7%

項　目		単位	予　測										
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
焼却施設	焼却処理量	t/年	53.98	53.75	53.53	53.29	53.07	52.83	52.61	52.61	52.77	52.53	52.53
	焼却灰※1	t/年	1.52	1.51	1.50	1.50	1.49	1.48	1.48	1.48	1.48	1.47	1.47
資源化量		t/年	45.65	45.51	45.37	45.24	45.10	44.97	44.83	44.83	44.31	44.18	44.18
有害ごみ		本/年	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)	(404)
最終処分量		t/年	3.71	3.70	3.69	3.69	3.68	3.67	3.67	3.67	3.67	3.66	3.66
焼却率		%	54.1%	54.1%	54.0%	54.0%	54.0%	53.9%	53.9%	53.9%	54.3%	54.2%	54.2%
資源化率		%	45.7%	45.8%	45.8%	45.8%	45.9%	45.9%	45.9%	45.9%	45.6%	45.6%	45.6%
最終処分率		%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%

※　四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

※1：令和元年度の量はH30年度の焼却灰発生率の割合で計算している。

第４節　国、都の目標

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づく一般廃棄物の減量化等の目標を設定しています。

また、東京都では、平成 28 年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、減量目標等を設定しています。

国、都の目標は、表３－４－１のとおりです。

表３－４－１　将来ごみ処理・処分量

【国の目標】

区　分	国 「廃棄物処理法に基づく基本的な方針」 （平成28年1月）	国 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 （平成30年6月）
目標年	令和2年度	令和7年度
基準年	平成24年度	―
減量化	平成24年度比排出量　約12%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ量 500g/人/日	・1人1日当たりのごみ排出量※1　約850g ・1人1日当たり家庭から排出するごみ量※2 約440g
ﾘｻｲｸﾙ率	令和2年度　約27%	―
最終処分量	平成24年度比　約14%削減	2025年度 約320万トン （2000年度から約70%減）

※1　計画収集量、直接搬入量、集団回収を加えた事業系を含む一般廃棄物量。
※2　集団回収量、資源等を除く。
※3　事業系ごみの総量。

【都の目標】

区　分	東京都 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」 （平成28年3月）
目　標　年	令和12年度
基　準　年	平成24年度
排　出　量	平成24年度比　10%減
再生利用率	37%
最終処分量	平成24年度比　約41%減

第５節　達成目標

本計画では、基本方針を効果的に推進し、実効性を確保するため、本村で達成すべき数値目標を設定します。

ごみ排出量の削減目標	資源化率の目標

目標を設定するにあたっては、本村のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国及び東京都が掲げている減量・資源化目標を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は令和 17 年度ですが、数値目標については国の「第四次循環型社会形成基本計画」に準じて、令和 7 年度までに達成するものとします。

数値目標達成年度：令和７年度

１．ごみ排出量の削減目標

近年、本村のごみ排出量は減少傾向にあり、１人１日当たりのごみ排出量も減少しています。本村の１人１日当たりのごみ排出量は、全国平均と比較すると１割程度少なくなっています。しかし、国の目標にまだ達成していない状況です。この要因として、離島といった特別な条件下であることが考えられますが、今後も村民１人１人がごみ排出量の削減に努める必要があります。

そこで、「第四次循環型社会形成基本計画」に準じて、ごみ排出量の削減目標を次のとおり設定し、ごみの発生・排出抑制、リサイクルを促進します。

令和７年度の１人１日当たりのごみ排出量
850g/人/日以下を目標とする

項　目		令和元年度 (現状)	令和7年度 (数値目標年)	令和17年度 (計画目標年)
人口	(人)	321	322	322
1人1日あたり排出量	(g/人/日)	956.9	847.8	823.0
削減割合(平成24年度比)	(%)	－	11.4%	14.0%
ごみ排出量	(t/年)	112.13	99.80	96.88
削減割合(平成24年度比)	(%)	－	11.0%	13.6%

２．資源化率の目標

本村の資源化率は、平成 30 年度まで 10%でした。その原因は近年のごみの減少や容器包装材の軽量化の推進によることだと推測されます。

本村は、令和元年 12 月から「新聞」、「ダンボール」、「雑誌・その他雑紙」、「紙パック」、令和 3 年 1 月から、「生ごみ」、「白色トレイ」、「紙製容器包装」を新たな資源物として分別収集しています。これらの資源物の分別を推進することで、今後は資源化率が増加することが想定されます。

そこで、資源化率の目標を次のとおり設定します。

令和７年度の資源化率 37%以上を目標とする。

項　目		令和元年度 (現状)	令和7年度 (数値目標年)	令和17年度 (計画目標年)
資源化率	(%)	9.8%	45.7%	45.6%

第６節　ごみ処理基本計画

１．発生・排出抑制計画

(1)　基本方針

循環型社会の構築を目指して、村民・事業者・村が一体となって、ごみ減量に取り組むものとします。そのために、本村では、従来の村民の消費者意識ならびに事業者の生産活動が環境に配慮した具体的な行動につながるよう、情報提供や活動支援を行います。

(2)　施策体系

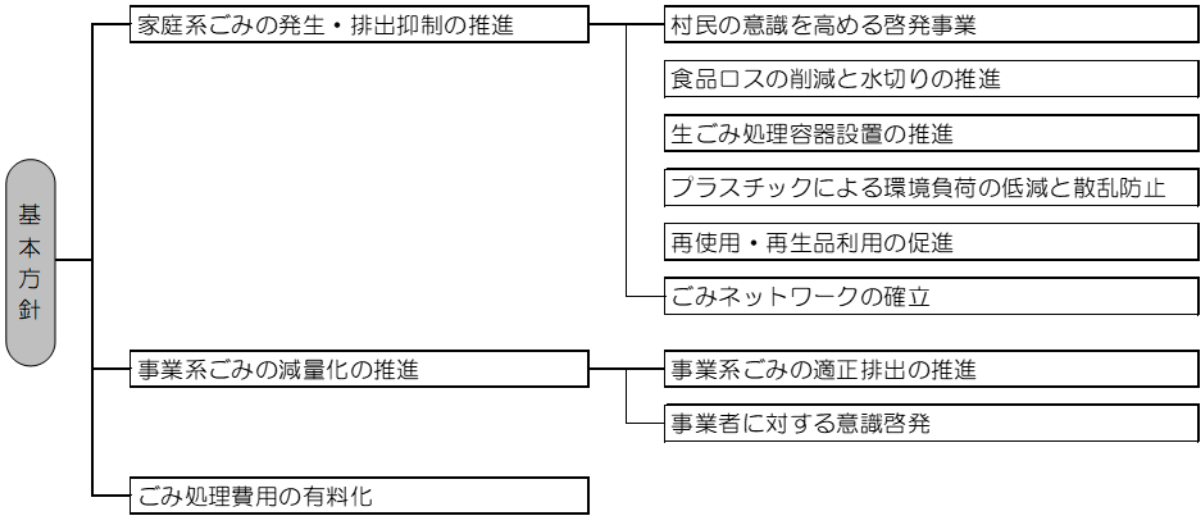

(3)　施策内容

1)　家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

家庭からの排出されるごみを削減するために、ライフスタイルの見直しをはじめ、適正な自己処理や自主的な資源化の推進方策を検討、支援するとともに、村民の意識の啓発を行います。

①　村民の意識を高める啓発事業

広報誌やインターネット等を活用し、本村のごみ処理の現状、ごみの減量やリサイクルの必要性について、村民への情報提供を行います。また、ごみの発生・排出抑制に関する啓発冊子等を作成し、村民の自発的努力を促します。

②　食品ロスの削減と水切りの推進

家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進め、食品ロス削減に向け

た取組を推進します。

生ごみの水切りを促進し、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量にもつなげます。

③　生ごみ処理容器設置の推進

本村では、希望世帯に生ごみ処理容器を貸与する制度を導入して、各家庭における生ごみの自家処理を促進します。

貸与制度を開始する際には、生ごみ堆肥づくり講習会の開催や余剰堆肥の利用先の確保なども検討して、生ごみ処理容器の活用を支援します。

④　プラスチックによる環境負荷の低減と散乱防止

プラスチックごみの散乱等の原因により、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題が発生しています。村内でのプラスチックごみ等の散乱防止の徹底、プラスチック類の使用を削減するライフサイクルの見直しを推進します。また、プラスチック資源循環戦略の動向を踏まえ、プラスチック製品の分別収集の実施等、柔軟に対応します。

⑤　再使用・再生品利用の促進

まだ利用できる製品は、交換や修理による再使用や、使い捨て製品の購入をやめて再生品を利用するなど、村民意識の向上を図ります。

⑥　ごみネットワークの確立

ごみの発生・排出抑制、資源化の取組が積極的に行われるように、現在行っている「ごみ会議」を中心とした体制を整え、ごみに関する情報や知識を得ることができるネットワークの確立を図ります。

2)　事業系ごみの適正排出の推進

①　事業系ごみの適正排出の推進

現在、家庭系ごみと事業系ごみを区別せずに収集を行っていますが、事業系ごみについては、事業者の自己処理責任の原則から、家庭系ごみとは区別し事業者自ら、あるいは村が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して清掃センターへのごみの搬入を行う必要があります。そのため、事業系ごみの適正な排出を推進するための啓発を行います。

② 事業者に対する意識

事業所によっては自らが排出するごみ量について把握していないところもあることから、自らのごみ量把握、減量化活動への取組を呼びかけ、事業者のごみの排出への意識を高めるとともに、村は必要な情報提供などの支援を行います。

3) ごみ処理費用の有料化

厳しい財政事情のなか、ごみ処理に要する費用は税金でまかなわれています。今後、ごみの分別・リサイクルを推進し、減量化・資源化への取組を一層図るには、ごみの種類や量及び処理の方法に応じた施設整備や収集・運搬、処理・処分、環境対策などの経費がさらに必要となることが予想されます。

的確かつ効果的にごみの発生や排出を抑制し、減量化や資源化を推進するため、村においても効率的な事業を進め、経費の削減に努めることはもちろんのこと、村民や事業者が、適正なごみ処理費用を負担するなど、ごみ処理のコスト意識を持つことも必要です。

そのため、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、ごみ処理費用が適正かつ公平に負担されるような有料化方策の検討を進めていくものとします。

２．資源化計画

(1) 基本方針

資源化率 37%以上の維持を目指して、村民・事業者・村が互いに協力して、より一層のリサイクルを図ります。

また、リサイクルを推進するためには、適正な分別を行うとともに、リサイクル可能なものとして排出された資源物を有効利用できるような受け皿づくりが必要です。離島といった条件下でも可能なリサイクルシステムの確立を目指します。

(2) 施策体系

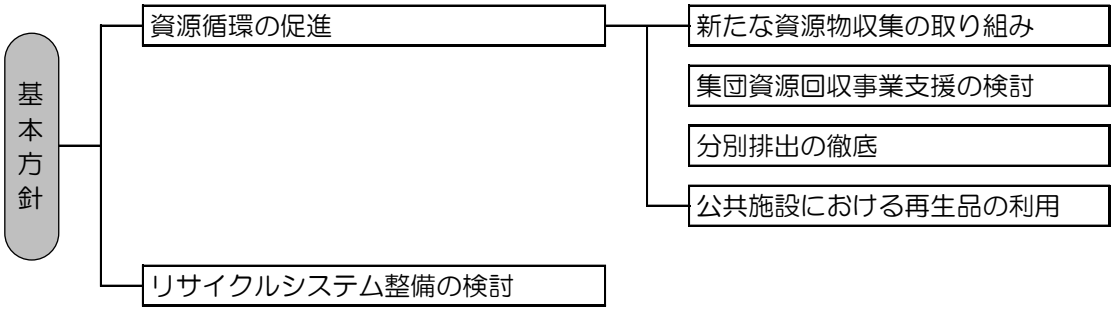

(3) 施策内容

1) 資源循環の促進

① 生ごみ、紙製容器包装、白色トレイの分別の促進

令和３年１月４日から、生ごみと紙製容器包装、白色トレイの分別収集を新たに始めました。これらの資源物の分別を推進することで、資源循環を促進します。

② 集団資源回収事業支援の検討

集団資源回収は、資源化だけではなくごみの排出抑制につながることが期待できます。集団資源回収運動が浸透し、資源循環が円滑に行われるよう集団資源回収事業への支援を検討します。

③ 分別排出の徹底

可燃ごみや不燃ごみの中に含まれている資源物の回収を強化するため、決められたごみの種類への分別やごみ集積所への出し方など、分別排出の徹底を図ります。

④ 公共施設における再生品の利用

再生品化されたものの消費を促すため、村役場及び公共施設で再生品の使用を行い、行政自ら積極的に再生品の利用促進を図ります。

2) リサイクルシステム整備の検討

本村は、離島という地域特性のため、分別した資源物を村内で循環することは難しい状況です。これまで資源ごみは、全て大島にあるストックヤードに運ばれており、運搬費に手間と費用がかかっています。今後、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と直接取引予定となっています。

また、新設するごみ焼却施設では、可燃ごみの減量化を図ります。

さらに、剪定枝、落ち葉等の資源化（堆肥化等）について、本村で可能なリサイクルシステム整備の検討を行うものとします。

３．収集・運搬計画

(1)　基本方針

効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備し、村民の衛生的な生活環境を確保するとともに、資源化の推進を図ることを目標として、以下を基本方針とします。

①　家庭系ごみについて、環境に配慮した効率的な収集を行います。

②　村民のごみの分別排出への協力を得るため村民との連携をより緊密にして、分別排出が徹底するよう指導を行います。

③　事業系ごみは、事業者自らあるいは村が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集・運搬する体制の確立を検討します。

(2)　収集計画

村が収集するごみは、表３-５-１のとおりです。現在のステーション方式を維持することを基本とします。また、事業系ごみの収集・運搬体制が確立するまでの間は、現在同様、事業系ごみも家庭系ごみと一緒に村が収集することとします。

今後のプラスチック資源循環戦略の動向を踏まえ、更なるプラスチック製品の分別収集の実施等、柔軟に対応します。

表３－６－１　ごみの排出形態

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>ごみの種類</th><th>収集
回数</th><th>袋の指定</th><th>収集方式</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>プラスチック製の商品、再生できない紙、海草類、庭草・枝類</td><td>週１回</td><td>透明、
半透明</td><td>ステーション方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>陶磁器、資源以外のびん･缶･ガラス、鍋、傘、50cm未満の家電製品</td><td rowspan="2">月１回</td><td>透明、
半透明</td><td>ステーション方式、拠点回収</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>粗大ごみ</td><td>－</td><td>申込制</td></tr>
<tr><td rowspan="14">資源ごみ</td><td>新聞</td><td>新聞</td><td rowspan="4">月２回</td><td rowspan="2">ひもでしばる</td><td rowspan="15">ステーション方式、拠点回収</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>雑誌･
その他雑紙</td><td>雑誌・その他雑紙</td><td>雑誌:ひもでしばる
その他:紙袋。</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>紙パック</td><td>黄色のネット袋</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td><td>紙製容器包装</td><td>月２回</td><td>紙袋</td></tr>
<tr><td>ガラスびん</td><td>びん（透明、茶、その他）</td><td>月１回</td><td>色毎に透明、半透明</td></tr>
<tr><td>アルミ缶</td><td>アルミ缶</td><td>月２回</td><td>緑色のネット袋</td></tr>
<tr><td>スチール缶</td><td>スチール缶</td><td>月１回</td><td>黄色のネット袋</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>ペットボトル</td><td>月２回</td><td>青色のネット袋</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td><td>白色トレイ</td><td>月１回</td><td>黄色のネット袋</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>プラスチック製容器包装</td><td>月２回</td><td>黒色のネット袋</td></tr>
<tr><td>生ごみ</td><td>生ごみ</td><td>週１回</td><td>専用容器、バケツ、ペール</td></tr>
<tr><td>布類（現在中止）</td><td>シャツ等衣類、タオル等布類</td><td>現在
中止</td><td>透明、
半透明</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険ごみ</td><td>乾電池、電球、蛍光灯、水銀体温計、刃物類、スプレー缶、ライター、電子たばこ等</td><td>月１回</td><td>透明、
半透明</td></tr>
</table>

出典：ごみカレンダー（令和２年 12 月）

(3)　施策体系

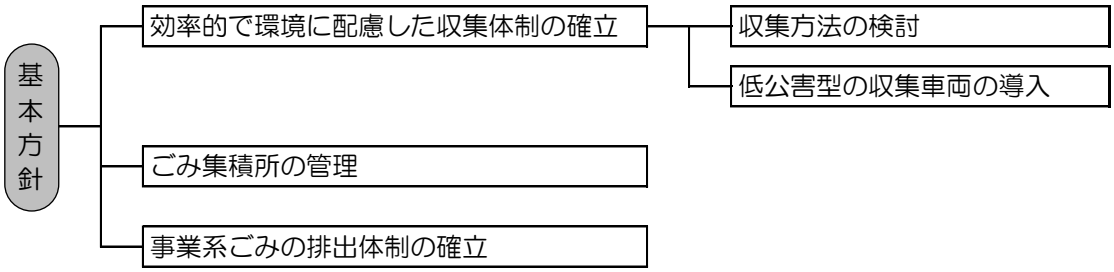

(4) 施策内容

1) 効率的で環境に配慮した収集体制の確立

① 収集方法の検討

村民の意見・要望等を配慮しながら、収集頻度等の収集方法の見直しを適宜行うものとします。

② 低公害型の収集車両の導入

新たに収集車両を導入する際には、低公害車の導入を基本とし、環境に配慮した収集に努めるものとします。

2) ごみ集積所の管理

ごみ集積所の維持管理は、利用者が行うこととなっています。集積所環境を良好に維持するため､集積所の適切な利用方法､適切なごみの排出方法に関する指導を行い、村民と村が連携して、集積所環境の向上に努めるものとします。

3) 事業系ごみの排出体制の確立

事業系ごみは、家庭系ごみと区別し、事業者自らあるいは村が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集・運搬する体制の確立にむけて検討を進めます。

４．中間処理計画

(1) 基本方針

日々排出されるごみに対して安定的に対応でき、環境への負荷を低減した処理体制を整備するとともに、循環型処理システムの構築を目指した中間処理施設の整備を行います。

(2) 施策体系

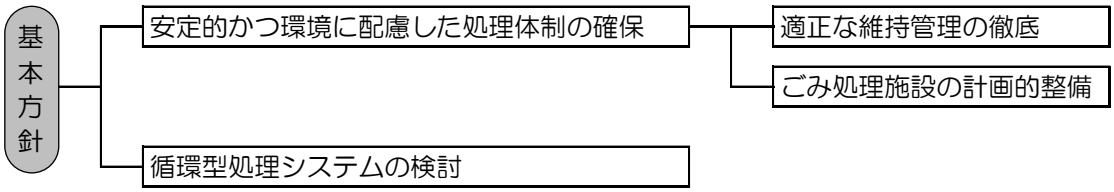

(3) 施策内容

1) 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

① 適正な維持管理の徹底

清掃センターでは、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法の規程に従い、適正な維持管理を行うとともに、排ガスや焼却灰について、定期的な測定と監視体制の充実を図ります。

② ごみ処理施設の計画的整備

清掃センターは、稼働後 25 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。本村は、毎日排出されるごみを安定的に処理できる体制を常に確保しておく必要があることから、焼却施設の更新等、計画的な整備計画の検討を行います。

可燃ごみの処理については、令和 4 年度を目標に新たな焼却施設の建設を進めます。焼却施設の建設候補地は以下のとおりです。

○候補地名称：廃車置場一帯

2) 循環型処理システムの検討

生ごみ、剪定枝、落ち葉等の資源化など、現在ごみとして処理・処分しているものについて、本村に適した循環型処理システム整備の検討を行います。

なお、保育園から排出される給食残渣については、汚泥再生処理センターでの資源化を継続します。

5．最終処分計画

(1) 基本方針

一般廃棄物の自区内処理の原則に基づき、最終処分場を計画的に確保するとともに、埋立てられた廃棄物を適正に管理します。

(2) 施策体系

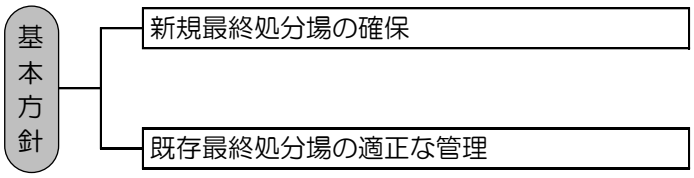

(3) 施策内容

1) 最終処分場の確保

焼却残渣は、島内にある利島村焼根山安定型最終処分場で埋立ができないため、東京都島嶼町村一部事務組合の管理する大島一般廃棄物管理型最終処分場で処分しています。今後も、焼却残渣の埋立は大島一般廃棄物管理型最終処分場で行っていきます。

2) 最終処分場の適正な管理

利島村焼根山安定型最終処分場の埋立に際し、周辺環境に十分配慮し、汚水の外部流出や埋立物の飛散等が生じないよう適正な維持管理に努めます。

６．関連施策

(1) 危機管理体制の整備

地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物や、事故の発生等により一時的に村内でのごみ処理が不可能となった場合に備えて、廃棄物の仮置き場を確保しておくなど、危機管理体制を整備します。

(2) 適正処理困難物の処理

タイヤやバッテリー等の適正処理が困難な廃棄物の処理については、事業者による引き取りシステムの形成が進むよう関係業界に要請を行います。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか確認を行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制づくりを進めます。

1) 進行管理体制の確立

ごみ処理に関する計画や施策の推進状況を確認する進行管理体制を確立し、進行状況の把握や評価を行います。

2) 進行状況の評価

計画の進行状況を評価するため、本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的

な数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、広く村民や事業者に公表を行います。

第７節　施設規模の算定

１．計画ごみ焼却量

ごみ量予測に基づき、焼却施設の施設規模を検討します。

粗大ごみ中の可燃分は、既存焼却施設で焼却していますが、計量していないため、令和３年１月分の量を計量し、年間計画ごみ量を 4.32t/年（0.36t/月×12）で計算します。

施設の稼働は令和５年度を予定しており、ごみ量は毎年減少するため、計画目標年度は令和５年度とします。１日の計画ごみ量は 0.161t/日（58.77÷365）になります。

表３－７－１　計画ごみ量

項　目	単位	実　績	予　　測								
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
計画ごみ焼却量	t/年	92.48	64.42	58.89	58.85	58.77	58.54	58.30	58.07	57.85	57.61
可燃ごみ処理量	t/年	90.46	62.40	52.55	52.51	52.43	52.20	51.96	51.73	51.51	51.27
汚泥処理量	t/年	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93
し渣処理量	t/年	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
粗大ごみの可燃分	t/年	0.00	0.00	4.32	4.32	4.32	4.32	4.32	4.32	4.32	4.32

２．炉数

施設の点検、補修あるいは不測の故障時にも、収集したごみの全量焼却を継続するため、2 炉 2 系列とするのが一般的にですが、計画施設においては次の理由から炉数を 1 炉とします。

・負荷変動の対応を考慮し燃焼の安定性を確保するには、できるだけ 1 炉当りの規模を大きめに確保したほうが有利になる。

・炉の点検、補修などは、間欠運転式を採用したことから稼働時間や稼働日を調整することで、1 炉でもごみ処理を休止することなく対応可能である。

炉数：１炉

３．施設規模

(1)　施設規模の算定方法

計画施設の規模は、環境省通知である「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて」（平成 15 年 12 月環廃対発第 031215002 号）の規模算定式に準じて

算出します。

ただし、間欠運転式を採用したことから、年間の勤務体制や収集体制、月変動、計画処理量が少ないことを勘案して定めることとします。

【算出式】

施設規模＝計画日平均処理量÷実稼働率（280 日／365 日）÷調整稼働率（0.96）

※実稼働率　：施設の点検期間や整備補修期間など停止日数 85 日を除いた稼働割合

※調整稼働率：やむを得ない一時休止のために処理能力が低下することを考慮した係数

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（公益社団法人全国都市清掃会議）」において、間欠運転式施設では、月変動によるごみ収集量の増加は、一日の稼働時間の延長や休止予定日を稼働する等で吸収することとし、連続運転式施設の場合と同様、計画月変動係数はごみピットの貯留量に余裕を持つことで対応し、施設規模の算定については考慮しないものとされています。

しかし、計画施設は非常に規模が小さく、週 2～3 回程度の稼働を想定しているため、時間延長や休止予定日に稼働させることは人件費への影響が懸念されます。このことから、計画月最大変動係数を考慮した場合の施設規模についても検討を行うものとします。規模の算定式は次のとおりとします。

【算出式】（計画月最大変動係数を考慮する場合）

施設規模＝計画日平均処理量×計画月最大変動係数÷実稼働率（稼働日／365 日）

※計画月最大変動係数：

平成 27 年度～令和元年度の 5 年間の実績から 1.21 とします。

表３－７－２　月変動係数

区分		月別搬入量														
		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
内訳		ごみ収集量（t/月）	１日当たりの量（t/日）	月別変動係数	ごみ収集量（t/月）	１日当たりの量（t/日）	月別変動係数	ごみ収集量（t/月）	１日当たりの量（t/日）	月別変動係数	ごみ収集量（t/月）	１日当たりの量（t/日）	月別変動係数	ごみ収集量（t/月）	１日当たりの量（t/日）	月別変動係数
各月別要処理量	４月	8.88	0.2960	1.11	8.29	0.2763	1.07	8.05	0.2683	0.99	9.41	0.3137	1.22	9.08	0.3027	1.22
	５月	7.42	0.2394	0.89	8.31	0.2681	1.04	8.65	0.2790	1.03	8.67	0.2797	1.08	8.26	0.2665	1.08
	６月	8.02	0.2673	1.00	7.83	0.2610	1.01	8.25	0.2750	1.02	7.03	0.2343	0.91	7.63	0.2543	1.03
	７月	8.96	0.2890	1.08	8.11	0.2616	1.01	8.35	0.2694	1.00	8.59	0.2771	1.07	8.58	0.2768	1.12
	８月	9.04	0.2916	1.09	8.71	0.2810	1.09	8.29	0.2674	0.99	8.61	0.2777	1.08	8.57	0.2765	1.12
	９月	8.32	0.2773	1.04	8.25	0.2750	1.07	7.62	0.2540	0.94	7.30	0.2433	0.94	9.76	0.3253	1.31
	10月	7.58	0.2445	0.91	7.39	0.2384	0.92	7.77	0.2506	0.93	8.21	0.2648	1.03	8.57	0.2765	1.12
	11月	8.02	0.2673	1.00	6.82	0.2273	0.88	8.20	0.2733	1.01	7.49	0.2497	0.97	6.78	0.2260	0.91
	12月	8.08	0.2606	0.97	7.66	0.2471	0.96	8.45	0.2726	1.01	7.46	0.2406	0.93	5.54	0.1787	0.72
	１月	6.65	0.2145	0.80	6.65	0.2145	0.83	7.68	0.2477	0.92	6.54	0.2110	0.82	4.67	0.1506	0.61
	２月	7.76	0.2676	1.00	6.49	0.2318	0.90	7.13	0.2546	0.94	6.61	0.2361	0.91	4.73	0.1631	0.66
	３月	9.02	0.2910	1.09	9.73	0.3139	1.22	10.10	0.3258	1.21	8.29	0.2674	1.04	8.29	0.2674	1.08
		97.75	0.2678	1.00	94.24	0.2582	1.00	98.54	0.2700	1.00	94.21	0.2581	1.00	90.46	0.2478	1.00
月最大変動係数				1.11			1.22			1.21			1.22			1.31

計画月最大変動係数			
計画月変動係数分布	計画値の算出根拠		
	1.11		
	＋		
	1.22		
	＋		
	1.21		
	＋		
	1.22		
	＋		
	1.31		
	6.07		
	6.07	÷5=	1.21

(2)　稼働日数別の施設規模

年間稼働日数の設定内容及びケース別の施設規模は表３－７－３及び表３－７－４のとおりです。年間の勤務体制、収集体制を考慮し、年間の稼働日数を５ケース設定します。

ケース１では 0.3t/日(300kg/日)と小さな規模の施設になります。ケース５では 0.7t/日（700kg/日）となりますが、年間稼働率は低くなります。

表３－７－３　年間稼働日数の設定内容

ケース	勤務体制
ケース１	環境省の通知に準じて年間稼働日数を280日に設定。
ケース２	日曜・土曜104日、年末年始3日、施設補修日5日を休止日とし、年間稼働日数を253日に設定。
ケース３	週に3回稼働するとし、年間稼働日数を156日に設定。 52週×3日＝156日
ケース４	週に2回稼働するとし、年間稼働日数を104日に設定。 52週×2日＝104日 ※年間52週×2日＝104日
ケース５	ケース４と同様に年間稼働日数は104日とする。ただし、規模算定においては、月変動によるごみ収集量の増加に対応するため、施設規模算出において計画月変動係数を考慮する。

表３－７－４　ケース別の施設規模

項　目		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
計画日平均処理量	t/日	0.161	0.161	0.161	0.161	0.161
実稼働日数	日	280	253	156	104	104
調整稼働率	－	0.96	0.96	0.96	0.96	1.21
施設規模	t/日	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7
年間稼働率	%	76.7	69.3	42.7	28.5	28.5

※ケース5の調整稼働率の値は計画月変動係数を示す。

(3) 稼働日数別の施設規模

間欠運転式施設の稼働時間は、施設ごとに適宜決定する必要があります。一般的には、勤務体制上、1日8時間、16時間等が考えられますが、できるだけ長時間とすることが望ましいとされています。

16時間運転の場合、運転員は2直体制になるため、人件費の面から現実的ではありません。表３－７－５に一般的な8時間運転の場合の処理能力を示します。

いずれの施設は廃棄物処理法の対象規模以下※1になりますが、ケース 1、ケース 2 以外はダイオキシン類対策特別措置法の対象施設※2になります。

表３－７－５　ケース別の施設規模

項　目		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
施設規模	t/日	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7
稼働時間8時間	kg/h	37.5	37.5	50.0	75.0	87.5

※1　廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

一般廃棄物処理施設の定義：1日当たりの処理能力が 5t 以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m^2 以上）のごみ処理施設とする。

※2　ダイオキシン類特別措置法

廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5m^2 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり 50kg 以上のもの。

(4) 施設規模の設定

施設規模が小さくなると、作業の効率性が悪く、人件費がかかります。また、災害時に木くず等を大量に処理する必要があるため、施設規模を確保する必要があります。

既存施設では週2回焼却処理を行なっており、施設規模はケース3の 0.4t/日からケー

ス５の 0.7t/日までの範囲とします。詳細の施設規模の設定は令和５年度の施設計画で行います。

施設規模：0.4t/日～0.7t/日（8ｈ）

４．施設整備スケジュール

施設整備スケジュールは表３－７－６のとおりです。

表３－７－６　施設整備スケジュール

年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
施設計画			
工事発注、施設建設			
施設稼働			

第４章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水処理の現況と課題

１．生活排水処理の現状の把握

(1)　生活排水処理体系

本村の生活排水処理体系は、図４－１－１のとおりです。令和元年度末時点において、各家庭から排出される生活排水は、合併処理浄化槽および単独処理浄化槽により処理されています。

浄化槽により処理された処理水は公共用水域に放流されており、発生する浄化槽汚泥は平成 31 年 4 月に供用開始した利島村汚泥再生処理センターで処理･資源化を行っています。

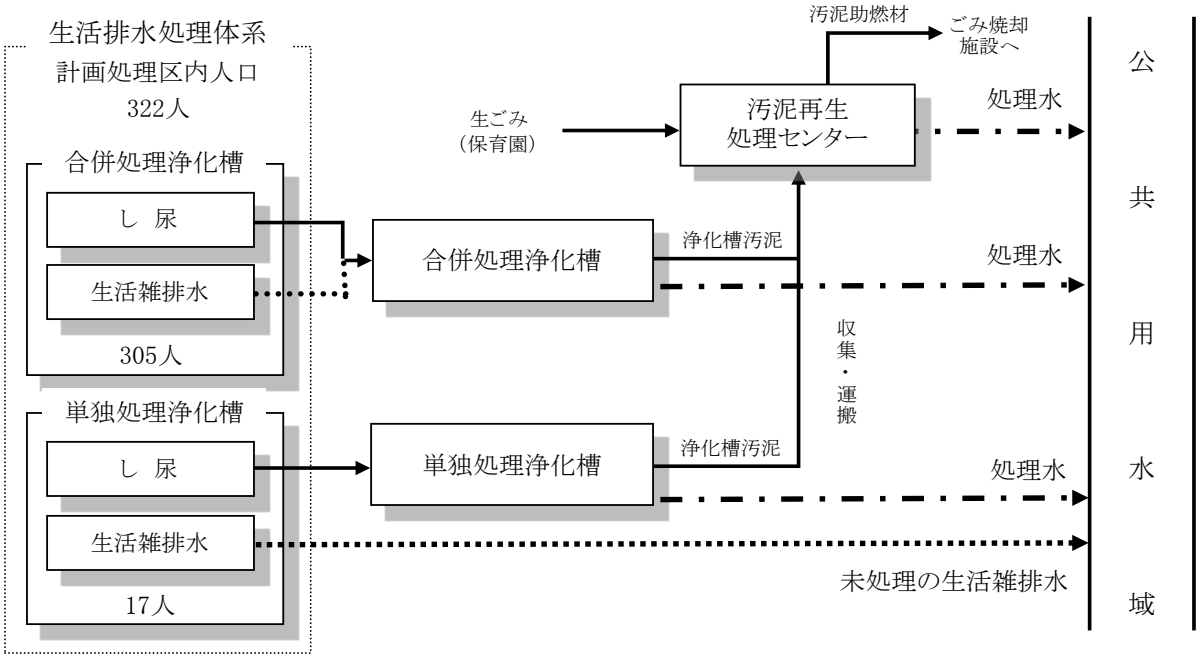

図４－１－１　生活排水処理体系（令和元年度）

(2)　生活排水の排出の推移

本村の過去５年間（平成 27～令和元年度）における生活排水の処理形態別人口の推移は表４－１－１および図４－１－２のとおりです。

表４－１－１　生活排水処理形態別人口

単位:人、1月1日現在

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口	314	315	321	323	322
2. 水洗化･生活雑排水処理人口	302	305	311	313	305
(1)コミュニティ･プラント人口	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	302	305	311	313	305
(3)公共下水道人口	0	0	0	0	0
(4)農業集落排水人口	0	0	0	0	0
3. 水洗化･生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	12	10	10	10	17
4. 非水洗化人口	0	0	0	0	0
(1)汲取し尿人口	0	0	0	0	0
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

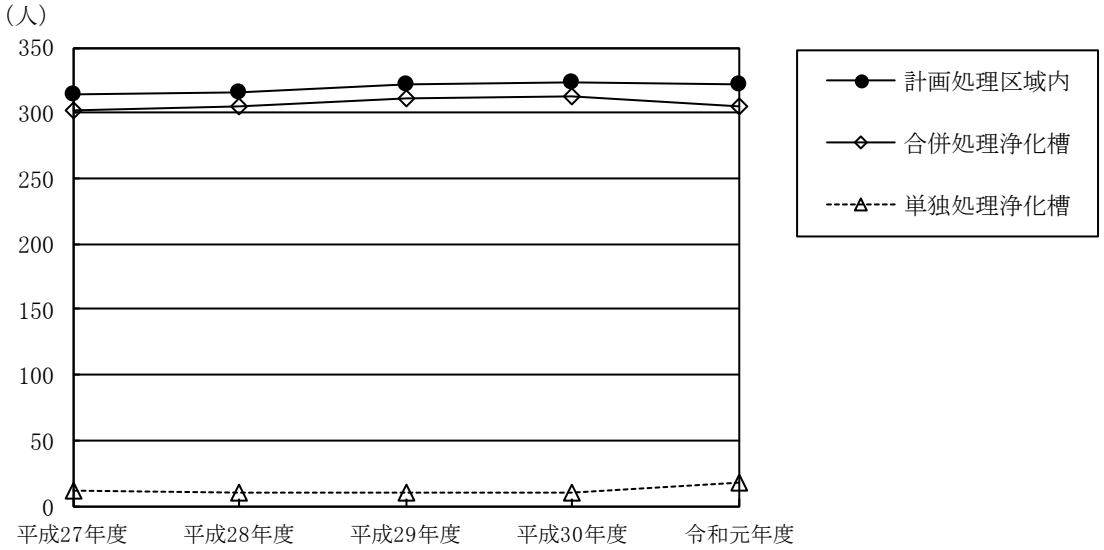

図４－１－２　生活排水処理形態別人口

(3)　生活排水の処理主体

本村における生活排水の処理主体は、表４－１－２のとおりです。

表４－１－２　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿および生活雑排水	利島村等
単独処理浄化槽	し尿	個 人 等

(4)　生活排水処理率

本村の過去５年間における生活排水処理率の推移は、表４－１－３および図４－１－３のとおりです。

生活排水処理率は９割以上を達成しています。

表４－１－３　生活排水処理率の推移

年　度	計画処理区内人口（人）	生活排水処理人口（人）	生活排水処理率（%）
平成27年度	314	302	96.2
平成28年度	315	305	96.8
平成29年度	321	311	96.9
平成30年度	323	313	96.9
令和元年度	322	305	94.7

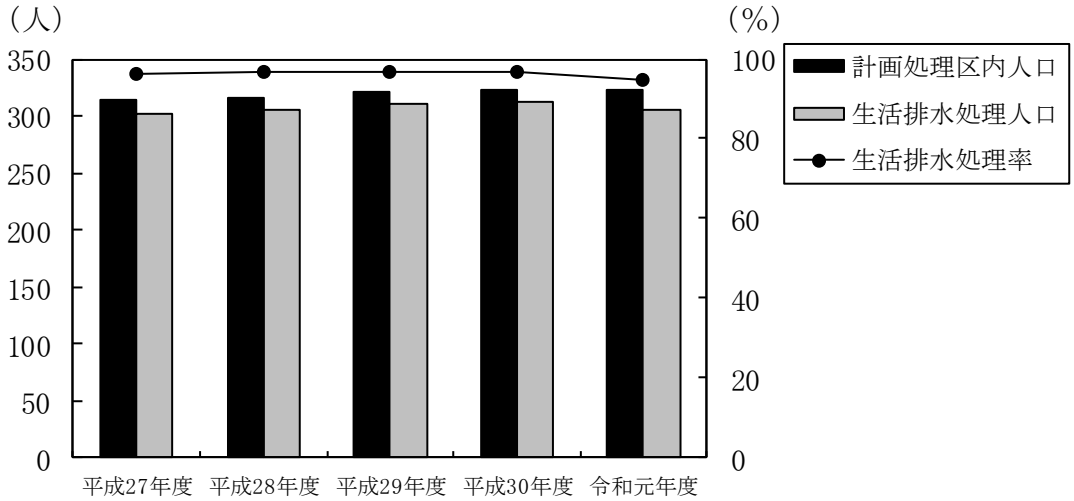

図４－１－３　生活排水処理率の推移

２．し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

(1)　収集・運搬の状況

収集・運搬は、行政区域全域から発生する浄化槽汚泥および汲み取りし尿を対象として、本村直営により、１台のバキューム車（1.８ｔ）によって行われています。

本村は､生活排水の処理を単独処理浄化槽および合併処理浄化槽により行っており、コミュニティ・プラント、公共下水道および農業集落排水施設はありません。また、汲み取りし尿人口は、平成 11 年度に０人となり家屋からの収集は行っておらず、建設現場等の仮設トイレ等によるもののみとなっています。本村の汲み取りし尿および浄化槽汚泥の収集料金は、表４－１－４のとおりです。

表４－１－４　浄化槽汚泥の収集料金

種別	収集料金	
し　　尿	1,500円	
浄化槽汚泥	10人槽以下	1,500円
	11人～20人槽以下	2,000円
	21人槽以上	2,500円

３．浄化槽汚泥および汲み取りし尿の排出状況

(1)　浄化槽の設置状況

平成 29～令和元年度の浄化槽設置状況は、表４－１－５のとおりです。令和元年度現在、単独処理浄化槽 11 基、合併処理浄化槽 156 基となっています。

本村での浄化槽整備は、主に村の補助（個別排水処理施設整備事業）により行われ、設置後の維持・管理も村が行っています。

表４－１－５　浄化槽設置状況

	人槽		平成29年度					平成30年度					令和元年度				
			事業設置	事業外設置	村以外設置	計	割合	事業設置	事業外設置	村以外設置	計	割合	事業設置	事業外設置	村以外設置	計	割合
汲み取り	－		0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
単独処理浄化槽	5	5	0	3	2	5	8.3%	0	3	2	5	8.3%	0	3	2	5	6.6%
	6	6	0	1	1	2		0	1	1	2		0	1	0	1	
	10	10	0	0	2	2		0	0	2	2		0	0	0	0	
	15	15	0	0	1	1		0	0	1	1		0	0	1	1	
	16	16	0	0	1	1		0	0	1	1		0	0	1	1	
	21	21	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
	25	25	0	1	1	2		0	1	1	2		0	1	1	2	
	35	35	0	0	1	1		0	0	1	1		0	0	1	1	
	60	60	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
	計		0	5	9	14		0	5	9	14		0	5	6	11	
合併処理浄化槽	5	5	74	23	4	101	91.7%	74	23	4	101	91.7%	74	20	5	99	93.4%
	6	6	2	0	0	2		2	0	0	2		2	0	0	2	
	7	7	9	0	1	10		9	0	1	10		9	0	1	10	
	8	8	2	1	0	3		2	1	0	3		2	2	0	4	
	10	10	13	5	0	18		13	5	0	18		13	5	1	19	
	14	14	1	4	1	6		1	4	1	6		1	4	2	7	
	16	16	2	0	0	2		2	0	0	2		2	0	0	2	
	18	18	2	2	0	4		2	2	0	4		2	2	0	4	
	20	20	0	2	0	2		0	2	0	2		0	2	0	2	
		21	0	1	0	1		0	1	0	1		0	1	0	1	
	25	25	1	0	1	2		1	0	1	2		2	0	1	3	
	30	30	1	0	1	2		1	0	1	2		1	0	1	2	
	32	32	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
	35	35	0	1	0	1		0	1	0	1		0	1	0	1	
	計		107	38	8	154		107	38	8	154		108	37	11	156	
合計						168					168					167	

(2) 浄化槽汚泥および汲み取りし尿の収集量の推移

平成 29～令和元年度の浄化槽汚泥および汲み取りし尿の収集量の推移は表４－１－６のとおりです。

表４－１－６　浄化槽汚泥および汲み取りし尿の収集量の推移

	平成29年度				1日当り収集量（kL/日）
	し尿	浄化槽汚泥		計（kL/月）	
		単独	合併		
4　月	0	5	41	46	1.53
5　月	0	0	41	41	1.32
6　月	0	0	33	33	1.10
7　月	0	0	40	40	1.29
8　月	0	5	82	87	2.81
9　月	0	0	84	84	2.80
10　月	0	0	32	32	1.03
11　月	0	0	44	44	1.47
12　月	0	5	49	54	1.74
1　月	0	7	54	61	1.97
2　月	0	2	51	53	1.89
3　月	0	0	34	34	1.10
合　計	0	24	585	609	－
1日平均収集量（kL/日）	0.00	0.07	1.60	－	1.67
月最大変動係数	1.68				

	平成30年度				1日当り収集量（kL/日）
	し尿	浄化槽汚泥		計（kL/月）	
		単独	合併		
4　月	0	2	43	45	1.50
5　月	0	5	53	58	1.87
6　月	0	5	23	28	0.93
7　月	0	0	39	39	1.26
8　月	0	0	54	54	1.74
9　月	0	0	38	38	1.27
10　月	0	0	46	46	1.48
11　月	0	0	31	31	1.03
12　月	0	1	12	13	0.42
1　月	0	5	22	27	0.87
2　月	0	5	61	66	2.36
3　月	1	0	67	68	2.19
合　計	1	23	489	513	－
1日平均収集量（kL/日）	0.00	0.06	1.34	－	1.41
月最大変動係数	1.67				

	令和元年度				1日当り収集量（kL/日）
	し尿	浄化槽汚泥		計（kL/月）	
		単独	合併		
4　月	0	3	26	29	0.97
5　月	0	1	47	48	1.55
6　月	0	0	40	40	1.33
7　月	0	0	34	34	1.10
8　月	0	0	40	40	1.29
9　月	0	0	38	38	1.27
10　月	0	0	38	38	1.23
11　月	0	0	41	41	1.37
12　月	0	1	35	36	1.16
1　月	0	2	29	31	1.00
2　月	0	0	32	32	1.14
3　月	0	0	41	41	1.32
合　計	0	7	441	448	－
1日平均収集量（kL/日）	0.00	0.02	1.21	－	1.23
月最大変動係数	1.26				

４．生活排水処理の課題

現在設置されている単独処理浄化槽について、基数は少数ではありますが、生活雑排水を処理できる構造・性能を有していないことから、合併処理浄化槽への転換等を指導していき、生活雑排水の適正処理の推進について検討する必要があります。

第２節　生活排水処理の基本方針

１．生活排水処理の理念

本村では、島という地域特性から生活排水（し尿、生活雑排水）処理について合併処理浄化槽による処理を推進し、公共用水域の保全に努めてきました。また、浄化槽汚泥を衛生的に処理し、さらに資源化も行える汚泥再生処理センターの整備に取り組み、令和元年４月に供用開始させました。

これらの取り組みにより、生活排水処理に係る長年の課題が解決されました。

今後は、合併処理浄化槽及び汚泥再生処理センターの適切な管理・整備により、処理機能の適切な維持をとおして生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることにより、豊かな自然環境を保全していきます。

２．生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る理念を早期に実現するための基本方針を次のとおりとします。

・生活排水処理施設の適切な管理・整備

合併処理浄化槽及び汚泥再生処理センターの適切な管理・整備により、処理機能を適切に維持していきます。

・住民意識の高揚

住民に対して生活排水処理に対する意識の向上を目指し、積極的な啓発活動を推進していきます。

第３節　生活排水処理形態別人口の・予測

１．生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測は、「第１節 生活排水処理の現状と課題」で示した実績を基に行います。

生活排水処理形態別人口の予測結果は、表４－３－１、図４－３－１のとおりです。

表４－３－１　生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

区分	令和元年度 （実績最終年度）	令和17年度 （計画目標年次）
1. 計画処理区域内人口	322	322
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	305	305
(1)コミュニティ・プラント人口	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	305	305
(3)公共下水道人口	0	0
(4)農業集落排水人口	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	17	17
4. 非水洗化人口	0	0
(1)汲取し尿人口	0	0
(2)自家処理人口	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

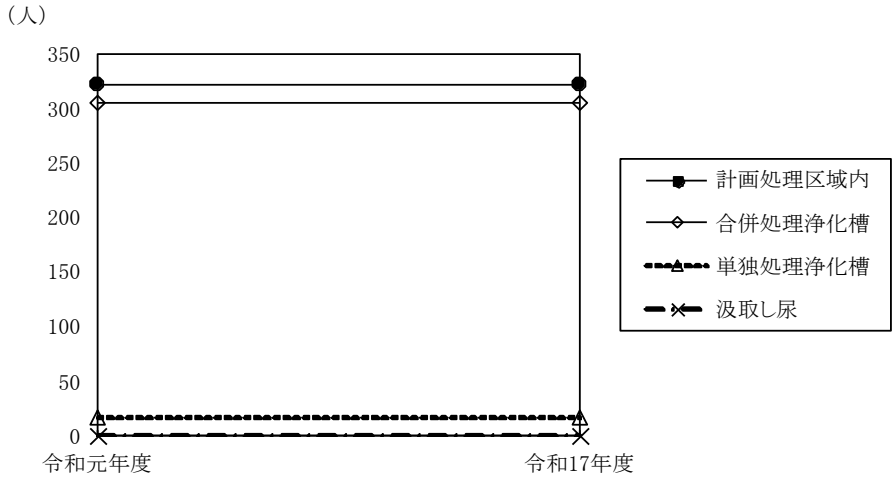

図４－３－１　処理形態別人口の予測結果

２．計画処理量の予測

(1)　計画平均処理量

平成 16 年度に浄化槽の清掃方法の見直しを行い、積極的な浄化槽清掃を行ってきました。

浄化槽の清掃を行うにあたり、浄化槽法が定める清掃方法・頻度を遵守するとともに、浄化槽の性能を発揮させられることを目標として清掃を行った結果、表５－３－２に示すように平成 17～18 年度の 1 日あたり収集量は約 2.8kL/日となりました。

表４－３－２　１日あたり収集量の推移

	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥(kL/年)		計 (kL/年)	1日当り 収集量 (kL/日)
		単独	合併		
平成13年度	5	74	611	690	1.89
平成14年度	2	41	557	600	1.64
平成15年度	1	22	210	233	0.64
平成16年度	0	57	869	926	2.54
平成17年度	0	48	968	1,016	2.78
平成18年度	0	56	959	1,015	2.78
平成19年度	0	58	874	932	2.55
平成20年度	0	45	856	901	2.47
平成21年度	1	49	758	808	2.21
平成22年度	0	38	748	786	2.15
平成23年度	0	34	631	665	1.82
平成24年度	0	32	607	639	1.75
平成25年度	0	27	624	651	1.78
平成26年度	0	39	666	705	1.93
平成27年度	0	25	656	681	1.87
平成28年度	0	25	649	674	1.85
平成29年度	0	24	585	609	1.67
平成30年度	1	23	489	513	1.41
令和元年度	0	7	441	448	1.23

その後、最適な収集汚泥量を模索する中で１日あたり収集量は減少し、令和元年度は約 1.2kL/日となっています。

上記のことから計画平均処理量を 1.2kL/日とします。

計画平均処理量	1.2kL/日

第４節　生活排水処理基本計画

本節では、生活排水処理に関する基本的事項について、計画目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図るとともに、その内容を定めるものとします。

また、計画を実現するために今後講ずべき施策についても明らかにします。

１．生活排水の処理計画

(1)　処理の目標

第２節で示した基本方針に基づいて、本村から発生するすべての生活排水を適切な処理施設で処理することを目標とし、本村全域において合併処理浄化槽での処理を進めていくものとします。

将来の生活排水処理体系を図４－４－１に、生活排水の処理目標人口を表４－４－１、図４－４－２に示します。

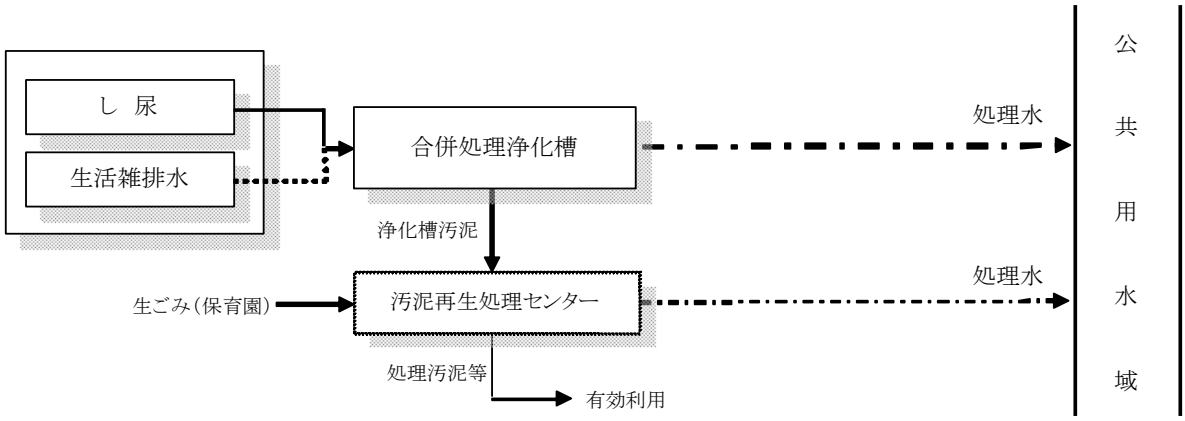

図４－４－１　将来の生活排水処理体系

表４－４－１　生活排水の処理目標人口

年　度	計画処理区内人口（人）	生活排水処理人口（人）	生活排水処理率（%）
令和元年度	322	305	94.7
令和17年度	322	305	94.7

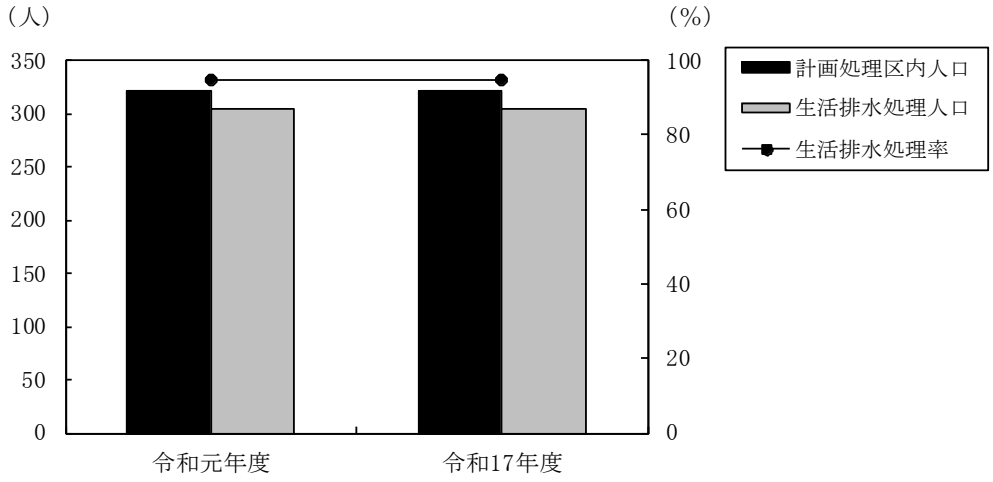

図４－４－２　生活排水の処理目標人口

２．生活排水を処理する区域および人口等

(1)　合併処理浄化槽おお

本村全域において、生活排水を合併処理浄化槽により処理を行うことを目指します。

既設の単独処理浄化槽については、個々の状況を判断しながら、逐次合併処理浄化槽への転換を進めていきます。

合併処理浄化槽の設置および管理については、村が費用の一部を住民から分担金・使用料を徴収している現行の体制を継続していきます。なお、令和４年度からの浄化槽使用料改定に向け、令和３年度から検討を始める予定です。

合併処理浄化槽に係る整備計画概要は、表４－４－２のとおりです。

表４－４－２　合併処理浄化槽に係る整備計画概要

	処理区域	計画処理人口	供用開始年度
合併処理浄化槽	全域	305	－

※計画処理人口は、計画目標年度である令和17年度の目標人口

(2)　浄化槽汚泥・汲み取りし尿

現在、本村では収集し尿および浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで適切に処理・資源化し、公共用水域の保全および衛生処理に努めています。今後もこの方針を維持していきます。

第５節　浄化槽汚泥等の処理計画

浄化槽汚泥等は汚泥再生処理センターで適切に処理・資源化します。

１．浄化槽汚泥等の処理計画

本村の目標年次における浄化槽汚泥等の処理体系を図４－５－１に示します。

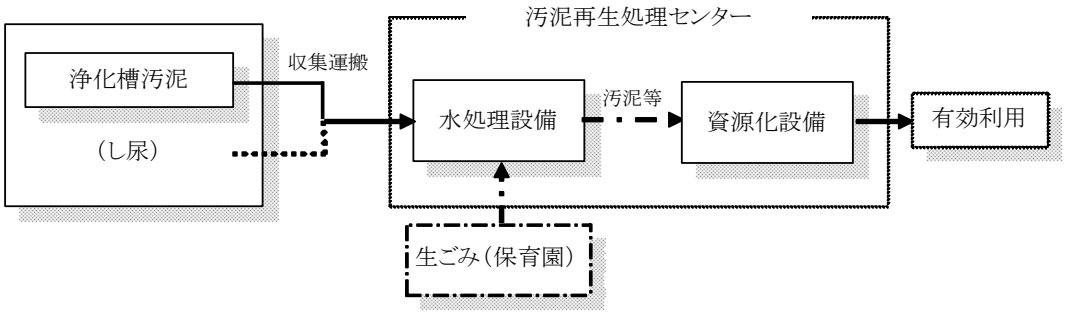

図４－５－１　目標年次における浄化槽汚泥等の処理体系

２．収集運搬計画

(1)　収集運搬に関する目標

生活圏から発生する浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効率化・円滑化を図っていくことを目標とします。

(2)　収集区域の範囲

浄化槽汚泥等の範囲は本村全域とします。なお、生ごみの収集については、保育園を対象とします。

(3) 収集運搬の方法

1) 収集区分

収集区分は、浄化槽汚泥等（単独処理浄化槽汚泥および合併処理浄化槽汚泥）とし、収集は規模の大小に関係なく実施することとします。

2) 収集運搬の実施主体

浄化槽汚泥等の収集運搬の実施主体は、現行の体制どおり村直営で行うこととします。

3) 収集運搬機材

浄化槽汚泥等の収集運搬機材は、バキューム車によることとします。

4) 収集方法

浄化槽汚泥等の収集方法については、現行どおり本村の管理の下、適切かつ計画的な収集を行っていくこととします。

３．中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

本村から発生する浄化槽汚泥等、生ごみ（保育園）の量、質を把握し、汚泥再生処理センター等にて適正に処理します。

(2) 中間処理方法および量

1) 処理方法

中間処理方法は、浄化槽汚泥等を適切に処理できる汚泥再生処理センター等に生ごみ（保育園）と併せて処理を行い、発生する汚泥については資源化施設により資源化し有効利用します。

2) 中間処理量

本村から発生する浄化槽汚泥等の計画処理量については、「第 3 節　生活排水処理形態別人口の予測」のとおりです。

４．最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

中間処理施設の水処理工程から発生するし渣および資源化不適物等のうち、有効利

用可能なものは資源化し、資源化できなかったものについて最終処分することを目標とします。

(2) 最終処分の方法および量

最終処分方法は、受け入れ側の状況等を考慮しながら検討を行うこととします。

また、最終処分量については、性状、適用性等を考慮し決定していくこととします。

５．資源化有効利用計画

(1) 資源化有効利用に関する目標

中間処理施設から発生する汚泥等は、資源化施設において資源化し、有効利用します。

(2) 資源化有効利用方法

資源化有効利用については、汚泥再生処理センターで発生する汚泥を資源化し、汚泥助燃材としてごみ焼却施設で有効利用します。

６．住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理を適正かつ迅速に進めていくため、以下に示すような広報・啓発活動を行っていきます。

(1) 合併処理浄化槽の管理・保守

浄化槽能力を維持し、生活排水を処理するためには、浄化槽管理士により浄化槽を適切に管理・清掃することの重要性を住民へ啓蒙します。

(2) 住民意識の高揚

公共用水域等の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各々の家庭から排出される生活雑排水にあることを理解してもらい、住民の生活排水処理に関する意識を高めます。

これらを実現するためには、住民に対し協力を訴えていくことが重要であり、併せて生活排水処理対策の必要性について、広く住民に広報、パンフレット等により PR を行っていきます。

また、各家庭においては、廃食用油などの公共用水域を汚濁する可能性が懸念される物質等を流さないように呼びかけていきます。

(3)　生活排水処理対策推進に関わる活動

住民の生活排水に対する関心および台所排水や廃食用油の処理方法などについて理解度を把握し、適正な生活排水処理への関心を高めていきます。